

令和 2 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 5 回 定 例 会 6 月 9 日 開 会
 6 月 15 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和2年6月12日（金曜日）

第5回南三陸町議会定例会会議録

（第4日目）

令和2年6月12（金曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

會計管理者	三浦 浩 君
總務課長	高橋 一 清 君
企画課長	及川 明 君
企画課震災復興企画調整監	桑原 俊 介 君
管財課長	阿部 彰 君
町民稅務課長	阿部 明 広 君
保健福祉課長	菅原 義 明 君
環境対策課長	佐藤 孝 志 君
農林水産課長	千葉 啓 君
商工觀光課長	佐藤 宏 明 君
建設課長	及川 幸 弘 君
建設課技術參事 (漁港担当)	田中 剛 君
上下水道事業所長	佐藤 正 文 君
歌津綜合支所長	三浦 勝 美 君
南三陸病院事務部事務長	佐藤 和 則 君
總務課課長補佐 兼總務法令係長	岩淵 武 久 君

教育委員会部局

教 育 長	齊藤 明 君
教育總務課長	阿部 俊 光 君
生涯學習課長	大森 隆 市 君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀 長 恒 君
事務局長	男澤 知 樹 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	高橋 一 清 君
-------	----------

農業委員会部局

事 務 局 長	千葉 啓 君
---------	--------

事務局職員出席者

事務局 長	男 澤 知 樹
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	小 野 寛 和

議事日程 第4号

令和2年6月12日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第56号 南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第57号 南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第58号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第59号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第60号 南三陸町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第61号 南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第62号 南三陸町スポーツ交流村設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第63号 南三陸町平成の森設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第64号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第65号 工事請負変更契約の締結について
- 第12 議案第66号 工事請負変更契約の締結について
- 第13 議案第67号 工事請負変更契約の締結について
- 第14 議案第68号 工事請負変更契約の締結について
- 第15 議案第69号 財産の取得について
- 第16 議案第70号 町有林樹木の売払いについて
- 第17 議案第71号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について
- 第18 議案第72号 町道路線の変更について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。

本日より議案審査に入ります。よろしくお願いをいたします。脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において9番今野雄紀君、12番菅原辰雄君を指名いたします。よろしくお願いをいたします。

日程第2 議案第56号 南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第2、議案第56号南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。ただいま上程されました議案第56号南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、歌津地区放課後児童クラブの移転に伴い、施設の位置及び定員を変更したいため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） おはようございます。それでは、議案第56号南三陸町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、細部説明をさせていただきます。

本案は、放課後児童健全育成事業ということで、いわゆる学童保育事業に係るものでござい

ます。

議案書 8 ページ、議案関係参考資料 3 ページを御覧いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、学童保育事業のうち、歌津地区の学童保育につきまして、その位置及び施設定員を変更するものでございます。

位置につきましては、歌津字伊里前137番地 1 ということで、伊里前小学校体育館の西側にございます。そこがございます旧歌津保健センターの建物を一部増築したものでございます。定員については、30名ということで、10名の増員を図っております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長によります細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7 番及川幸子君。

○7 番（及川幸子君） おはようございます。7 番です。1 点お伺いします。

この定員が20人から30人ということは、非常に喜ばしいことですね。多くなってということは、お母さんたち、働くお母さんたちが多くなってきて、利用率が高くなってきました。そこで、この30名ということはいいいんですけれども、この次の57号に関連するんですけれども、今の現在の人数、コロナがまだ終息していないんですけれども、このコロナが自粛なったときの状況ですね。学童保育の利用状況などをお知らせ願います。分かっている範囲でよろしいですので、お願いたします。現在の人数。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 歌津地区については、現在22人の申込みといたしますか、登録が

ございます。

志津川地区については28人でございます。

それからあと、学校休業中の利用状況なんですけれども、実は途中緊急事態宣言というのもありましたので、可能な方は御自宅でというお願いをしたこともございます。その期間中で大体半分程度でした。ですので、大体歌津地区だと10人程度、志津川だと大体十二、三人というふうな形で利用がなされたということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7 番（及川幸子君） 戸倉のほうは20人というんですけれども、以前ですと少なかったもので、志津川の学童に通っているというケースもあったかと思っておりますけれども、現在これからは20名ということで、設置すると思うんですけれども、その辺の確認お願いたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 戸倉につきましては、条例上20人ということでございますし、施設もあるんですけれども、現在の利用規模が1名ということでございまして、1名だとなかなか子供さんのほうが来ても遊び相手もないということなので、志津川地区の学童保育に輸送して、こちらで利用していただいているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 戸倉のほうの1人ということなんですけれども、これからPR次第で入居が増えてくるのかなという気もしますので、広報等の利用などもPRに利用していただければありがたいと思いますので、その辺よろしくお願いします。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何点か質問したいと思います。

伊里前小学校の体育館の上の保健、旧ですね、震災後に保健センターが立ち上げられた、あの場所に何回も行ったんですけれども、先ほど課長のほうから増築、改築というふうな話でした。その広さが幾らぐらい広がったのか。

あと、現在今度はいそここに移ったことによって、10人の定員の増加。しかしながら、通っている、放課後通っている児童の数というのは、そんなに変わらないような気がするんですけれども、今後それが変わっていく、通ってこれる子供たちが増加していることも見込んでの今回の増員の形にしたのか。とりあえずその2点お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 申し訳ございません。ちょっと平米数については、今手持ちでちょっと事務所に忘れてきてしまったので、広げたところといいますのは、実は事務室部分を広げております。そのことに、事務室部分を出すことによって、中全体が使えるということで、実質的にその子供の部分を広げているということでございます。

あと、今後の見通しということなんですけれども、実は、昨年、それから一昨年度が歌津地区だと従来20人の定員に対して二十数名の利用希望がありまして、一部お断りをせざるを得なかったということもございます。

現在も22人の登録ということですので、そのままだと2人オーバーしていたんですが、何とか受け入れられる状況になるということになります。

今後の見通しですけれども、今後については、全体の児童数がどうしても減ってまいりますので、そう極端に多くなるということは想定はしておりませんので、今の定員で十分受け入れられるのかなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私もその場所に何回か行って見たんですけども、結局事務所としてのスペースを広げて増築したというふうなことなので、そんなに大きくないと思うんですけども、30人。そして、今登録しているのが22人。その程度だったら、そのスペースで十分だというのは、町の考えだと思います。

そして、22人ということで、その子供たちを見る職員というか、そういった人たちの、10名増えることによつての増員とか、その辺の考えはあるんでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 職員については、現在歌津地区については3人配属しております。一応3人の中で、何とか回している状況ではございますし、あと、当然職員でもどうしても時間によつて休みたいという日もありますので、そこに関しては、うちの課の子育て支援センターのほうから職員があつて行って、そこに入るによつて、職員体制整えておりますので、当面そういった形で特に大がかりな増員というのはなくても大丈夫なのかなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） コロナ感染の状況もあるのですが、歌津地区の生活、やっぱり海に依存している町だと思うので、両親が仕事をして、放課後なかなか子供の面倒が見れないとか、あと、独り親家庭もあると思いますので、こういった施設というのは、やっぱり生活の糧を確保するために働かないとなかなか普通の生活ができないということもあるので、その辺の親御さん、生活を守るために放課後児童クラブの充実というのは、もう町にとって欠かせないのかなと思います。

地域性、その地域での生活形態、その辺もありますので、この辺を町のほうでも加味して、やっぱり環境的にいいような状況でもって今後進めていただきたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第57号 南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第3、議案第57号南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第57号南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、関係する厚生労働省令の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、議案第57号南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、細部説明をさせていただきます。

本案は、放課後児童健全育成事業ということで、いわゆる学童保育に係る基準の改正ということでございます。

議案書10ページ、議案関係参考資料4ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、学童保育事業の実際の運営を担う放課後児童支援員に係るものでございまして、その認定資格研修について、これまでは都道府県知事及び政令指定都市の長が研修を行うこととされておりましたけれども、これに中核市の長が加えられたということで、これに対応するための改正というものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、細部説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。この支援員さん、要するに補助員の方なんですけれども、担当課にとっては、こういう人たち、毎年任用するについて御苦労していることは非常に敬意

を表するものがあります。

でまた、この案の改正なんですけれども、研修会を拡充、拡大されたということで、受ける人たちも非常に多くなってくるのかなという思いがいたします。

そこで、この中核都市の長の開催ができるようになりますとすると、年に今まで県知事だとたしか年に1回ぐらいだと思うんですけれども、その辺は年何回ぐらいの研修会が実施されて、そして、今この支援員の人たちが充足しているのか。何名ぐらいが足りないのか。その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 回数につきましては、議員おっしゃられたとおりなのかなというふうに思っております。

ただ、今回中核市が加えられてはいるんですけれども、本県では中核市ございませんで、東北でも秋田とか青森市辺りが中核市なので、実質的な、本県といいますか、本町の場合に今回の改正によって何か変わるのかということとあまり変わりはないのかなというふうに思っております。

それからあと、充足については、現在本来は全て、先ほど3名と申しましたけれども、本来全員が有資格者であれば何も言うことはないんですけれども、このうち有資格については、現在2人ということになっております。

今後どうしても資格を取得するのに一定の経験年数ですとか、そういったものも必要になりますので、できるだけ長くお務めいただいて、その資格を取得していただけるように働きかけてまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今県内でなくても、中核都市にということで、日程はそれぞれ違う、試験の研修会の日程が違うと思うんですけれども、その辺は一斉でないと思いますが、どうなんでしょうか。

例えば宮城県から休みなんか取って、日程が合えば他県に行くとか、そういうことも考えられると思うんですけれども。

それから、認定の資格、今経験年数と言いましたけれども、この研修を受けるのに、経験年数が必要なのか。これを先に取得に研修に行っていけないものなのか。その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 各それぞれの研修元の日程については、当然若干違いがあるものだというふうに思っております。

なかなか、ただ、かなり秋田とか青森といいますと遠方になりますので、具体的に、先ほども申し上げましたが、こちらの方が行くのかなというのは、我々とすれば一番近い県内で開催されるということでお勧めをしようかなというふうには思います。

あと、年数ですけれども、資格に当たっては、保育士さんの資格を持っている方は、特に研修とか、経験年数は必要ないんですけれども、保育士資格とか幼稚園教諭資格のない方については、たしか5年程度だったと思いますけれども、一定の経験年数が必要だというふうなことになります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 現在は、多様化の時代ですので、やはり県外といっても秋田、東北であれば、受けに、こういう研修があれば受けてみたいという人たちもあると思いますので、その辺も職員の皆さんにもそれを周知させていって、問合せが来たときは、ここでありますよということが言えるような、そういう体制にしておいていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） この中核市、線の部分が追加になった、追加というか、ここを改正することなんです、この法律で何かいろいろと何条何条何項の規定でどうのこうのというふうに、なかなか中身が見えないんですね。

この252条の22の第1項の中核市というものは、どんな内容の市なんですかね。その辺がさっぱり見えないので、その辺分かれば説明。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 大変申し訳ございません。そこまで調べておりませんでしたので、お時間頂ければ今調べてまいります。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 今ここ止めて調べるよりも、調べておいてください。聞きに行きますから。終わります。

○議長（三浦清人君） 誰か分かってる人いないの。分かんないで議案出してんの。それが問題なんだ。

休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 申し訳ございませんでした。

地方自治法の252条の22ですね、これについては、政令で指定する人口20万人以上の市ということになってございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そうすると、政令市ともまた違うか。政令市のうちの20万人以上ということですか。政令都市とはまた別個ということ。（発言あり）そういう条文があるわけね。

（発言あり）20万人以上。当県にはないというようなこと。仙台以外にないということですか。仙台は政令指定都市だね。（発言あり）もっと分かりやすく欲しいんだけどね。後でいいです。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第58号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第58号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第58号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、保険料の軽減強化を図るべく、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、議案第58号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書12ページ、議案関係参考資料5ページを御覧ください。

本案は、町長説明にございましたとおり、介護保険法施行令等の一部改正を受けて行うものでございまして、その内容といたしましては、昨年10月から実施されております消費税の引上げによる増収分を財源として行われます低所得者の保険料軽減に係る所要の改正というものでございます。

具体的には、保険料段階の第1段階、これは世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金受給または本人の年金収入が80万円以下の方になりますけれども、この方々の保険料年額について、現行の「2万7,000円」から「2万1,600円」に、第2段階、これは世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入が120万円以下の方となりますけれども、この方々について、現行の「4万5,000円」から「3万6,000円」に、第3段階、こちらについては、世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入が120万円以上の方になりますけれども、この方々について、現行の「5万2,200円」から「5万400円」にそれぞれ軽減を行うものでございます。

本条例につきましては、昨年の6月にも同様の内容で条例改正を行っております。消費税増税が10月からということで、昨年は保険料年額のうちの半分を軽減するものということでございました。

今回の改正によりまして、年額としての軽減が完成するということとなります。

なお、本条例の施行につきましては、公布の日としておりますけれども、適用につきましては、本年度分の保険料となりますので、現在既に納めていただいております分も含めまして、年額として軽減を行うものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 3月の定例会で保健福祉課長に聞いたんですが、介護保険料の今後ということはどうなるんだという質問をさせていただきました。そのときに、今3月、あの辺ですかね、あの辺の頃の介護保険について、今は調査をしているんだというような話でした。

その中で、今後の介護保険関係の今後の計画について、来年、再来年にそういった計画を町のほうで練って、今後の方向性として決めるというような形でしたが、それというのは、今年いっぱい調査して、来年度から、これとは違うんですが、介護保険に関して、今の状況の実態を把握するというような感じの内容だったのででしょうか。

あと、生活の苦しい方が今後は増えていくと思うんですけれども、この3段階でもって介護保険の、生活費が少ない人たちへの軽減策ということで、この辺はその家庭にとってはいっぱい助かると思うんです。やっぱり1,000円、2,000円でも家庭にとっては大きいし、日々の食費、病院の支払い、そういった部分につながると思いますので、この辺、今後調べて、調べた介護保険料の町における状況がこの辺と関わってくるのかどうか。この辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まず、3月の議会で申し上げましたが、現在調査をしておりますと言ったことなんですけれども、この調査については、いわゆるサービスの利用意向調査ですので、介護が必要になったときどのような介護の利用を希望されますかと。その利用希望によって、例えば施設を使いたいという方がたくさんいれば、その施設の利用に合ったサービス料を用意する。そうすると、どうしてもやっぱり高くなるというふうなことがございます。

逆に、じゃ在宅を希望される方が多いということになれば、在宅のサービス料を整えないといけませんし、それによって若干保険料にも跳ね返って安くなるということにはなるんですけれども、まずは、どのような意向をとということで、現在調査については終わってしまして、今それを分析している最中だということになります。

今後としては、その分析を基に、今年度の、向こう3年間のサービスの利用状況をはじき出しまして、それによって保険料を決定していくというふうな流れになろうかと思えます。

それからあと、軽減なんですけれども、今回の軽減は、先ほど説明でも申しあげましたけれども、いわゆる消費税の分を上がった分がありますので、本来は保険料の軽減というのは、実はこの軽減した分というのは国から交付金が頂けます。本来保険料に対して公費を投入するということは、今まではやっておらなかったんですが、今回消費税という国策の下に、国でその分を用意しますということになりましたので……、失礼しました。財源ですが、国だけではなくて、財源については、国、県、町でいわゆる公金と言われるものをもって保険料に措置を若干していくということが法の中で決められたというものでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 前回聞いたときは、介護保険料に関しては、住民がかかる介護保険料、それに関して国が半分、町と県が半分というふうな形の説明を課長から聞いたと思うんですが、結局国と県と町、それでもって介護保険料を考えていくというような状況だと思うんですけれども、今後やっぱりこういった所得の低い方というのは、今回は消費税を上げたことによる、その補填というふうな形だとは思いますが、今後ますます所得が少ない人が多くなっていくような状況の中で、介護保険が下がるのかというと、それはなかなか私は難しいと思います。

なかなか在宅介護といっても、私もそれに挑戦しているんですけれども、なかなか町の医療体制とか、町の体制ですね。あと病院体制とか、あと施設の体制とか、それを考えていっても、在宅介護、この辺というのは大きな壁であり、やっぱり介護保険料もそれによって上がってくると。やっぱり町には迷惑かけたくないという高齢者が多い中で、やっぱり難しい介護保険というような形の問題だと私は思っています。

ですから、できるだけ所得が少なくならないような環境を整えるために、この間もシルバー人材とか、いろいろな高齢者がまだまだ働ける環境を町で作っていくことが私は必要だと思います。

そうすれば、介護保険料の上がることを私は抑えられると思うんですが、その辺どうなんでしょうか。考え方的には。

○議長（三浦清人君） 政策的なことになってくるので、町長。聞いていない。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 議員おっしゃることは、非常に私もそのように思います。

ただ、なかなか現状にあって、高齢化がどんどん進んでいく中であって、どうしてもそこにかかる介護の費用というのは、年々なかなか正直減らないということになるろうかと思えます。

保険料負担も相当重くなるであろうということにはなるんですけれども、それに対して、議員おっしゃいますように、働ける方をどんどん増やしていくというのも1つですし、あと、我々の分野にすれば、元気な方を元気で長生きをしていただくという方を増やしていくということが非常に重要なのかなというふうに思っております。

ただ、あと国としても、今ちょっと議論が停滞しているようではありますけれども、全世代型社会保障というふうな形で議論がなされていくと思いますので、そういったものも受けながら、我々としても介護の問題、介護の問題といいますか、介護サービスの提供、それから介護保険料ということで取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 課長、すみません。突然いろいろな質問していますけれども、ただ、南三陸町においては、ケアセンターができて、その後包括支援センターができて、やっぱりほかの自治体から比べれば高齢者をどう今後見ていくかというような体制がしっかり整ってきて、1段階、2段階終わって、今度3段階に入っていくと思うんですけれども、ケアセンターの中でもやっぱりまだまだ働ける老人の区別とか区分けとか、あと希望とか、その辺もケアセンターのほうでやったらいいんじゃないかなみたいな形を高齢者の健康に携わっている係もありますので、その辺の取組というのは、高齢化が進む町にとっては必要な部分だと思いますので、その辺も挑戦してみたいかと思いますが、いかがでしょうか。

最後にこの質問だけいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 重要なことだとは思っておりますけれども、働ける……、以前及川議員からだったでしょうか、福祉の分野で就労あっせんしてはどうかというふうな御提案を頂いたこともあるんですけれども、なかなか就労あっせんまでうちのところがその当時は無料の職業紹介所等ありますので、そちらをぜひ御活用いただいてというふうなお答えをしたような気がしております。

その辺は、まだまだ続いていくものと思っておりますので、それとともに、我々としては、先ほども申し上げましたけれども、もちろん窓口を訪ねていただいて、まだ俺働けるんだけどという方については、そちらを御案内するという、そういったことは当然してまいりたいと思っておりますけれども、そのほかに、先ほど来申し上げました、とにかく元気でいていただくというふうなところに尽力していくしかないのかなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。この改正なんですけれども、先ほどの説明ですと、1号が80万円以下の収入、2号が120万円以下の収入、3号が120万円以下の収入ということで、ほとんど非課税なんですけれども、1点、まずこの非課税世帯の方が町内に該当する方が何名いるのか。

そして、今ざっと計算しますと、この開きが1号で5,400円、2号が9,000円、3号が1,800円、私の計算なんですけれども、そういうような改定なんですけれども、その改正の概要を見ますと、所得の少ない介護保険第1号被保険者の保険料の軽減措置を強化するとあるんです。そうすると、1号保険、1号該当が5,400円の減になるんですけれども、2号該当が9,000円

ということで、かなりの減額になります。そうした場合、この減額の要因という計算基礎で
すね、それはどのようにになっているのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まず、人数のお尋ねがありましたので、人数を申し上げますと、
第1段階の方については、今想定、予定ということになりますけれども、第1段階676人、第
2段階の方が328人、第3段階の方が219人、合わせまして1,223人ということでございます。

それから、各段階で減額にちょっと開きがあるのではないかとというふうなお尋ねかと思いま
す。これは、もともと負担率をパーセンテージなんですけれども、当初例えば第1段階の方
については、一番真ん中に比べて今が0.45分の負担でございます。これを0.3に下げるとい
うふうになります。それから、第2段階の方については、今が0.75、これを0.5に下げると。第
3段階が現在0.75を0.7に下げるということで、もともとの負担の額というのが大きいので、
その下げ率も率としては下げるんですが、例えば簡単なことで言いますと、同じパーセンテ
ージであっても、5,000円の10%は500円ですし、1万円の10%は1,000円だということになり
ますので、そういった形で、段階が上がるとちょっと減額する幅が大きく見えるというふう
なことなのかなというふうに思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それによって、この当町の該当者ですね。それによって幾らの減額にな
って、そして、今後その介護保険運営に支障が多分来さないからこういう額に下げたと思
うんですけれども、今後の推移として、県内、うちのほうの介護保険料は上位、トップまでは
いかななくても2番か3番目ぐらい高い地域になっているはずですがけれども、どの程度のラン
クなのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 金額ということございましたので、先ほどに続けて申し上げ
ますと、第1段階の方の軽減総額ですけれども、軽減総額が973万4,400円、それから、第2
段階の方が590万4,000円、第3段階の方が78万8,400円で、軽減総額が1,642万6,800円とい
うことになります。

それからあと、保険料の県内でのということになりますけれども、ちょっと順位のほうが今
手元にはないんですが、現在の本町の保険料月額が基準額で6,000円でございます。これ、県
平均については、現在5,799円でございますので、県平均よりもやや上ということございま
す。

確かに過去において、議員おっしゃいますとおり、県内でも相当上位に行った時期はございましたけれども、今は少し順位が下がったというふうに覚えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） もう1点だけ。

これによって、今後の介護保険運営に支障が多分ないと思いますけれども、その辺の心配はないのでしょうか。お願いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 先ほど前議員の御質問でもお答えしたんですけれども、これについては、国、県から財源の補填がございます。もちろん町の持ち分もございますけれども、先ほど言いました1,600万円のうち約1,230万円ほど国費と県費が入ってくるという見込みでございますので、直接これで介護保険運営が揺らぐかといえそうではないというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 私は、人数とそれから軽減の金額ですね、その辺りをお伺いしたく思っ
て手を挙げました。

前議員が聞いてくれましたので、質問はございません。

○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 第2号被保険者の保険料はどのようになるのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 第2号被保険者については、基本的には今後同じような形の消費税による軽減というのは、今回の法改正では特に措置はされておられません。

ただ、あとは第2号被保険者につきましては、それぞれ健康保険の中で合わせて徴収されて
おりますので、それぞれの健康保険組合の事情によるということになります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第59号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第59号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定
についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第59号南三陸町介護保険条例の一部を改正
する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなどした第1号被保険者の
保険料の減免措置を図るべく、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定
賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、議案第59号南三陸町介護保険条例の一部を改正する
条例につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書14ページ、議案関係参考資料8ページを御覧ください。

本案に係る改正の趣旨につきましては、町長説明にございましたとおり、新型コロナウイルス
感染症の影響により収入等が減少した第1号被保険者に係る介護保険料の減免を行うため
のものということでございます。

改めて、議案関係参考資料8ページを御覧ください。

条例改正の概要でございますけれども、減免に該当する被保険者については、令和2年2月
1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料につきまして軽減を行
うというものでございます。

次に、減免の対象となる被保険者及び減免額についてですが、（1）として記載してござい
ますのは、本町には目下のところございませんけれども、新型コロナウイルス感染症により
世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合ということで、この場合につ
いては保険料の全部を減免いたします。

次に、（2）ということで、一定額以上の収入の減があった場合についてですが、まず、該
当要件につきましては、収入減となったなりわいについて、その減収割合が前年の収入の3
割以上であるということ、これに加えて、そのなりわい以外の所得が400万円以下である
こととされております。

具体例で申しますと、例えば小売りをされている方で、売上げが3割以上減となっていて、そのほかの収入、例えば土地の貸付ですとか、漁業などの収入が400万円以下であることということになろうかと思えます。

次に、減免額の算定についてでございますが、片仮名のウと書いてあるところを御覧いただきたいと思えます。

数式を用いて説明させていただきます。A円というふうに書いてありますのは、その方の年額保険料になります。Bという部分については、その世帯の主たる生計維持者に係る新型コロナウイルス感染症によって影響を受けることが見込まれるなりわいの前年度の所得ということになります。Cは、同じく、その生計維持者の方の前年度の合計所得ということになります。ここでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと見込まれる介護保険料額を算定いたしております。次に、Dについてですが、これは減免率になります。ページの下から3行目と2行目でございますとおり、前年の合計所得金額として200万円をラインといたしまして、保険料の全部または10分の8の減免に分かれるということになります。

これもややちょっとややこしいので、具体例を用いて説明させていただきますと、例えば、飲食業をされている方を例に取りますと、飲食業に係る前年度の所得をその方の前年度の合計所得で割っていただきます。この場合、飲食業しかやっていないという方であれば、割合は1となりますし、そのほかに所得、例えば土地を貸しているとか、そういった方であれば、1以下の数字になるということです。この数値に今年度の介護保険料を掛けていただきまして、減免対象となる保険料を算定いたします。その上で、その方の前年の所得が200万円以下であれば、減額対象となる保険料の全部を、200万円以上であれば、減額対象となる保険料の10分の8を減額するというところでございます。

なお、この減免分による減収分は、国庫によって補填されるということになっております。

また、介護保険のほかに、制度上若干の違いはございますけれども、国民健康保険及び後期高齢者医療保険におきましても、同様に保険料の減免を予定しておりますのでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点お伺いいたします。

この1の減免の対象となる被保険者及び減免額とあります。その中には、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者ということで、全額減免になるわけですがけれども、例えば、その方だけなのか、例えば奥さんが残るとか、そう

した場合、その家庭の保険というのは、奥さんにいくわけですがけれども、その人だけの減免になるのか。その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 奥さんといえますか、1号被保険者の保険料になりますので、単純に言うと65歳以上の方ということになります。その家庭のいわゆる一家を支えている方が感染症によって残念ながら亡くなられてしまったという場合については、その65歳以上の方については、すべからず減免の対象になるということになります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、介護保険納めている人は全て減免になる。その家族ですね。40以上じゃなくて1号の場合ですね。そういう解釈で。

ただ、その年度だけですよね。解釈とすれば、1年だけ。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 年度ということでお尋ねがございました。年度で言うと、2年度分に実はなってしまう。何で2年度分かといいますと、今条例改正の概要の一番頭書きにございました令和2年2月1日からということで、令和2年2月1日は、前年度になりますので、ちょうどこの国としては、コロナウイルス感染症によって影響が出ている期間ということで算定しているものと思われまして、年度で区切れば令和元年度と令和2年度ということになるかと思えます。

○議長（三浦清人君） ほかに。ないようでありますので……、もっと早く手を挙げてくださいね。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃ、1点だけ伺っておきたいと思います。

8ページの一番下なんですけれども、事業等の廃止や失業の場合と、そういう規定あるんですけども、まだこれは2月から来年3月分なんですけれども、当町でのこの状況見込みとどうか、どのように捉えているか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 反問権じゃないけれども、9番、もう一度。

○9番（今野雄紀君） 一番下に事業等廃止や失業の場合とありますけれども、その場合10分の10。当町において、現在でもいいんですけれども、今後の見通しとどうか、状況が廃業をしたところがあるのか、失業等の人がいかに出ているのか。もし状況がつかめていましたら伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 現時点、廃業されたとか雇用の雇い止めになられた、失業されたというようなお話を伺っていないんですが、多分に影響が出ていることは間違いないことだと思いますので、そこは町といたしましても、いろいろな施策で対応できるところは今後もしていきたいと思いますが、現状とすれば、そういうことが生じているということまでは伺っていないという状況です。（「分かりました」の声あり）

○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） すみません。手を早く挙げればよかったんですけども、今説明を聞く前の私の理解と説明を聞いた後の私の、減額幅の理解がちょっと違ったので、ちょっと今どういう質問するか考えている間に時間が過ぎてしまったんですが、私てつきり前年度より収入が30%以上減った人は、その収入の減少幅に沿って介護保険料が減免されるのかなと思ったんです。だから、例えば前年度より半額になってしまいましたという人は、保険料も半額にしますという話かなと思ったら、そうではないということですよ。

影響を受ける収入がその人の収入全体の何割を占めているかによって減額幅が変わってくると。分かりました。

1つ聞きたいのは、これどっちから申請というか、減りましたと、収入減りましたという証明は誰がしなきゃいけないんですかね。その保険料納めている人が私はこういう、ほら御覧くださいと。減っていますよねというのを証明しに役場に来ないといけないということなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） そのとおりということになります。

一応国からQ&A等も出されているんですけども、挙証資料を確認してくださいと。いわゆる収入が減りましたというふうなところをしっかりと挙証資料を確認してもらって、それについては、郵送でも可ということにされておりますけれども、その上でということになります。

あと、ですので、申請いただいて、そこで見せていただいて、じゃ、先ほども申しあげましたけれども、前年に対して30%以上減っていますということが確認できれば、それでは対象ですねというふうな中で、対象だということになれば、後はその副業等を確認しつつ、そして、最終的には200万円ラインで、そこを境に全部か10分の8かというふうなことになるということです。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） やっと、すみません。理解が追いつきました。

そうすると、一応予想されるのは、その申告する町民の側も収入が減りましたということ証明しなきゃいけない。さらには、その減った収入は、自分の全体の収入の例えば30%ですとか、50%ですとか、100%ですとかということを確認申告の書類か何か分かりませんが、証明しなきゃいけないということですよ。

それを受けた保健福祉課か町民税務課か分かりませんが、その職員もそうですねということを確認しなきゃいけないということですよ。

第1号被保険者は、町内に4,000人ぐらいいますよね。たしか。それを全部書類見なきゃいけないということですよ。場合によっては。この事務量の膨大さをちょっと心配するんですけども、ただ、減免受ける側からすると、介護保険料がゼロになる可能性があるんで、これはぜひ収入が確かに減っているという方は、確実に申請していただいたほうが当然いいと思うんですけども、それに対応できるのかなというところ、私は心配するところですし、町民の側の負担もかなり大きいんじゃないかなと心配しますが、そこに何か手だてであるとか、国からの指示とか、そういうのはあるのか確認したいのが1つと、もう一つ、先ほどの号でも聞きましたけれども、第2号被保険者はどうするのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 実は、申請事務ということで、事前に町民税務課さんとも打合せをする中で、戦々恐々とはしたんですけども、これはもうやるということで、すべからず全ての方が当然該当するものではございませんので、特に、お勤めになっている方で雇い止め等ない方については、あまり該当しないだろうというふうなところもありますので、これは必死にやっていくしかないのかなというふうに思っております。

それから、2号被保険者に関してですけども、実は、2号被保険者、先ほども申し上げましたが、基本的にはそれぞれの医療保険者の考え方ということになります。実は、先ほどちょっと言いましたが、国民健康保険においては、一部同じような減免をするということが決まっておるようなんですけども、そのほかの健康保険組合、たくさんございますけれども、こちらについて、可能な限りということで、ちょっと調べてみたんですが、同じようなことをやりますというところを確認するには至りませんでした。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 分かりました。

一生懸命やるということですので、我々としては応援する以外ないような気がいたします。

もう一つ、最後に確認したいんですけども、新型コロナウイルス感染症の流行によって影響を受けた、いわば収入が減った世帯、減る世帯というか減る方、これ1号被保険者より2号被保険者のほうが圧倒的に多いんじゃないかなと思うわけです。その商売やって一生懸命働いている人が給料もらっていたり、あと自分で個人事業やっていたりする方のほうが影響が大きくて、御高齢の第1号被保険者に関して言えば、年金だったり、ほかの社会保障があるので、その減収分の影響というのはあまり大きくないんじゃないかなと思うんですね。

ですから、第1号被保険者を救うということはもちろん大事なんですけれども、むしろ第2号じゃないのというのが私、この議案を読んだときに最初に思ったことなんです。

なので、お伺いしたんですけども、そこはちょっと制度上、各医療保険ごとの話なんですというのは、そう言われちゃうともうそれ以上何ともないんですけども、ちょっとそこは心配しているところですので、国の制度ですから、この議案、この条例改正自体にどうのこうのということではないのかもしれませんが、そこは注視して、保険料の徴収等に当たっていただきたいですし、相談とかには乗っていただきたいなと思うんですけども、その辺りはどのように対応できますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まさに御指摘のとおりだと思います。

何と言いますか、ちょっと語弊があるかもしれませんが、この場合、例えば御高齢の1号被保険者のみの世帯だったりいたしますと、実際には年金だけの収入の場合は、この減免には該当しないということになるろうかと思えます。

むしろ、議員先ほど御指摘ありました、例えば2号の方と2号被保の方と同居している方で、実際の若い方の収入ががたん落ちてしまったという、その世帯に対する御負担の軽減ということになりますので、間接的にはなりますけれども、1号被保険者の方の保険料を減額することによって、世帯全体として幾ばくかでも助けてさしあげられればというふうな趣旨なのかなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

日程第6 議案第60号 南三陸町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第60号南三陸町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第60号南三陸町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、本町の水道事業の事業計画を変更したため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） それでは、議案第60号南三陸町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の細部説明をさせていただきます。

議案参考資料9ページをお開き願います。

南三陸町水道事業の設置等に関する条例新旧対照表になります。今改正は、地方公営企業法第4条に規定する水道事業において、条例で定めるべき事業経営の基本に関する条項について、町長説明にありましてとおり、水道事業の計画変更が認可されたことにより、条例第2条第3項に定めた給水人口と第4項に定めた1日最大給水量をそれぞれ1万2,600人と7,300立方メートルに改め、あわせて、第5条の条文中、地方公営企業法第34条に規定する職員の賠償責任に関して準用する地方自治法の条項について、明確化をする条文の整備を行う改正を行うものであります。

改正条例の施行日は、令和2年7月1日としております。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点お伺いします。

この賠償責任に係る賠償額40万円以上ということは、変更ないんですけれども、先ほどの介護保険でもありました第243条の2の2第8項の規定によりって、これのここを内容を御説明願います。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） これまで水道事業の設置に関する条例におきましては、公営企業法の規定によりということだけで明文化しておりませんでした。病院事業等あるいは一般会計の分につきましても、この条項の明記をしているというところでありまして、今回改めて明記をしたものであります。

この地方自治法の条項につきましては、職員が故意または過失により賠償の責を負うとした場合において、免除する場合には、議会の同意を得るということになっておりますので、そういった手続を取るために、この条文が必要だということで明記したものであります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、当局とこれ水道法なんですけれども、病院あるいは行政と同じこの内容を含む。議会の同意を得るためという解釈でよろしいですか。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 実は、前回の臨時会において、この病院と一般会計分につきましては、改正をしております。

水道事業の設置に関する条例におきましては、この明記がないために、改正条例の理由が同一でなかったために、今回の条例改正に盛り込んだというところであります。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、今回1万2,000人分と減らすということなんですけれども、もしこれを仮に人口が増えて1万5,000なり2万に増やさなければならぬといったときに、簡単にと言ったらおかしいんですけれども、ある程度改正して増やせることはできるのか。それが1点。

2点目は、現在給水量なんですけれども、1万幾らとかという表示がありますけれども、こ

れ現在の施設でマックスで幾らぐらいできるのか。もしお分かりでしたら伺いたいと思います。

あともう1点は、これはこれのあれで関連、もしあれできるのであれば、以前も聞いたんですけども、ほかの自治体で結構水道料金のコロナの影響で下げたりしているところがありますけれども、当町においては、そのような考えというか、動きがないのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） まず、1点目の人口が増加した場合に可能なのかという分についてなんですけれども、今回認可受けた分につきましては、人口推計等々、それから、人口については人口推計等を用いております、減少するということを見込んでの給水人口というところでありますが、これが人口が増えた場合に、実は、施設のにもこの人口に合わせた規模の能力を整備する計画をしておりますので、大幅に増える場合は、認可変更の手続が必要になると思われま。

ただし、10%以内であれば、その手続は不要というところで、施設設備の増強を図ればというところが可能になるかと思っております。

それから、給水量のマックスで幾らかという分につきましては、まず、この最大給水量につきましては、給水に必要な最大量を計算して、それに基づいて設備の整備をするというところでもありますので、これを大幅に超えての能力があるというところではありませんが、今現在浄水場等については、ろ過器を使わない塩素注入、滅菌消毒、そういったのみの場合については、揚水量が上がれば最大給水量は上がるというところになります。現時点ではそういった整備も伴ってくるというところでもありますので、現在の時点では、最大給水量は7,300を目指した整備をするというところになると思います。

それから、水道料金の減免のお話ですが、一般質問の中でもございましたが、特定の財源をもってその減免の損失分に充てるということが可能となれば、そういった措置も可能であるという考えがあります。

他市町でどういった財源を元にやられているかにつきましては、詳細には把握はしていませんが、減免を予定している自治体においては、一定程度の利益剰余金があったり、その減免に充てるだけの原資を持っているというような自治体が多いのかなというところでありまして、当町におきましては、一般質問でも回答しましたとおり、損失が生じている中で、そういった減免をすることで、赤字を増やすというわけにはいかないので、現時点では減免は

できないというような判断となっております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ではまず、最大給水量なんですけれども、まだその機械というのはできていないんですか、できているんですか。（発言あり）整備中なんだ。もうある程度できたやつじゃなくて、これから今回この条例を改正して、これに合わせて、当然マックスというか、この上位何%かの状況の設備をするという、そういうことなんです。分かりました。

そこで、最後に聞いた減免というか、あれなんですけれども、よその自治体では、いろいろな、儲かっていると言ったらおかしいんですけれども、余力のあるところは減免しているんでしょうけれども、当町では苦しいということで分かったんですけれども、そこで伺いたいのは、町のほうとしても何らかのこの出せるような財源なり補助みたいなのはあるのかどうか確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 水道料金の減免につきましては、第1次の国の補正予算時もまな板の上では乗っかっていたんですが、町長も申しあげましたとおり、他に優先すべき部分があるだろうということで、第1次では水道料金の減免という項目はございませんでしたが、今後第2次で必要という状況であれば、検討の1つという段階だというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃ、その減免に関しては、今日多分2次の補正通ると思うんですけれども、それによって、もし可能のようでしたら、前向きにそういった方向での減免もお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに、2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 現行のほうで、参考資料9ページの現行のほうですけれども、給水人口1万7,770人ということですが、これは多分震災前の数字かと思います。

今回これ改正というのは、何年ぶりに行われるものなのか。長らくこの見直しというのはされてこなかったんじゃないかというふうに疑問に思います。

南三陸町として初めての改正なのか、どれぐらいの頻度で改正をするべきものなのか。その辺りちょっとお伺いしたいと思います。それが1点目です。

それと、現行のほうで、1日最大給水量が1万580立方メートルと。これを給水人口1万7,710人で割りますと、1人当たりが0.595立方メートルという、1人当たりの給水量が出ます。これ比較して、改正案のほうで7,300立方メートル、これを1万2,600で割りますと、1

人当たり0.579立方メートル。今回改正することにより、1人当たり2.8%の給水量が減るといふことになっています。

この1人当たりの給水量の変動、これをどういふふうに捉えたらいいのか。何かこの2.8%減らしたという根拠、何かあるのであれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） まず、改正点の人口が減った分につきましては、議員御指摘のとおり、町が合併した時点の条例から今回初めての改正というところになります。

この人口の根拠につきましては、先ほど事業の認可が変更されたため改正するというところにしておりましたが、実は、この認可につきましては、人口が減る場合には改正認可が必要なく、そのままの数字で事業ができるというところになっておりますので、これまでは人口が減っているところでありましたが、認可の変更の必要がないために、今までの数字を使い続けたと。これが毎年度その人口に合わせて変動させるというところについては、計画と相違を生じることとなりますので、そういったところも避けるために、認可に合わせた規模というところにしております。

それから、1人当たりの給水量が減っているのではないかという御指摘ですが、これは、全国的に1人当たりの給水量は減っております。皆さんも御家庭で使われている生活用品で、トイレであるとか、そういったものが省エネあるいは小水量で済むようなものに替わっているか、それから食洗器であるとか、水をあまり使わないような生活仕様になっているところから、1人当たりの給水量を減じた、原単位と言ひますが、それを基に計算した結果、こういったことになっております。

それで、実際には最大給水量算出する場合については、人の分だけじゃなくて、産業経済での活動による給水量も加味した上で、この量を算定しておりますので、その結果については、この7,300で間に合うという内容となったものであります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第61号 南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第61号南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第61号南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、新たな入谷公民館の位置及び使用料について定めたいため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） それでは、議案第61号南三陸町公民館条例の一部を改正する条例制定について、細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の10ページを御覧ください。

ただいま町長から提案理由について説明がありましたとおり、移転新築される入谷公民館の建設工事が今月末に完了できる見込みとなったことから、入谷公民館の位置を「南三陸町入谷字水口沢12番地1」から「入谷字中の町232番地1」、旧入谷中学校校舎跡地に改め、使用料を下記のとおり定めるものであります。

使用料につきましては、建築価格等から平米単価を割り出した上で、他の公民館の使用料と比較調整し、利用者に過度な負担とならないよう、現公民館と同水準の使用料に設定したものでございます。

なお、施行期日につきましては、本条例の公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ここの利用率、戸倉公民館、入谷公民館、志津川公民館の利用率、関連ですけれども、どの程度の利用者があるのか。分かっている範囲でお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 全ての公民館についてですけれども、まず、入谷公民館についてですが、これは令和元年度の昨年度の数字でございますけれども、全体として年間で2,485人。2,485人の利用でございます。志津川公民館については1万3,901人。戸倉公民館においては5,249人。歌津公民館については2,313人ということとなっております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ありがとうございます。

入谷公民館のほうは、8月ですか、新しいところに移動するわけですがけれども、8月でいいんですね。新しく行く場合。

それで、今の現在よりは場所ほとんど同じなんですけれども、今後利用のされる傾向としては、新しくなるので、便利、道路も便利になって、利用率が多くなるのかなという思いがしますけれども、今の古い公民館と当然今度移る新しい公民館の光熱水費ですね、それらがどの程度、新しいからかからない、かかると思うんですけれども、その辺の整合性というか、光熱費などは変わりあるのか、ないのか。その辺。予算の取り方として。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 今の入谷公民館と新しい入谷公民館については、ほぼ広さは同じでございます。若干和室が今回なくなる分、ほかの部屋がちょっと広がっていますので、ほぼ平屋で同じような広さになっております。

ガスバルクという、ガスを使った発電とか、そういったものは、今の入谷公民館から新しい公民館に移して使用する。それから、警備保障であるとか、そういった維持管理に必要な費用については、ほぼ変わりません。変わりません。どちらかという、照明器具とか、そういったものを考えますと、若干安くなるのかなというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。12番菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 待望の入谷公民館が開館することは、本当に喜ばしいことではありますが、しかしながら、私31年3月議会で環境整備ということでお伺いしておりますが、そのときの答弁であると、私は公民館開館と同時に進入路等も改善されるのかなと、そういう認識でおりました。

ところが、全然手つかずである現状である。これはいかなることかと。そういう懸念と疑念を持って、今お伺いしますけれども、当時私は西側に新しい進入路、大型観光バスが通れるような道路という提案をいたしました。その折に、町長は、地域の声もあり、いろいろな財

政上もあり、様々な要件の下に入谷中学校線を活用するんだと。公民館建設に当たっては、タイムスケジュールも組んである。そういうふうなお答えをいただいております。

当時の建設課長には、すれ違いが困難である。それは認識しています。しかしながら、現状のまま、今も全然変わっていない、現状のままに着手することはできない。そのことは、多分議員も御存じだと思います。工事用車両が現場まで行きかねるという状況にある。建物工事をするためには、まずもって工事用道路を確保して、それから建物を建てる。町としても、できれば二重投資を避けたい。全て単費で賄うのであり、工事用道路では一定の金額が必要であると。建設時期を逸しないためにも、現在の道路を使ったほうが経済的、工期短縮もはかれる。こういう答弁を頂いておりますが、それが全然道路は何の形状も何も変わっていない現状である。ただ、3か月遅れで公民館が開館になる。これは喜ばしいことですが、議会でも、町長、課長がこういう答弁した、この整合性、これ私はどうなのか。そういう思いで、この経緯、考え、対応、それをお聞かせいただきたい。以上です。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分というか、議会答弁、そのような答弁したと思います。

大変申し訳ございません。私入谷のほう、公民館のほうに工事現場行っていませんので、担当の課長のほうから、多分知っていると思いますので、答弁させたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、道路につきましては、これ必ず整備をするということで、今段取り等はしてございます。

ただ、その整備の時期につきまして、これ4月の初めに小学校の19号災で被災を受けた箇所等もございますことから、やはりどちらか、今公民館ですね、西側と南側と2方向からしか出入りができないということになりまして、南側を今回整備をしようとしておるわけでございますが、災害復旧との兼ね合いもございますので、工事につきましては、当課につきましては、教育委員会のほうからの委任を受けまして執行させていただいているということもございまして、4月の段階でどうしたものかということで、教育委員会のほうに御相談をさせていただいて、結果としまして、小学校のほうの災害復旧を優先すべきだろうという結論に至ったということでございます。

そこに至る経緯につきましては、教育総務課長のほうから御答弁を頂ければと思います。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 建設課長の答弁どおりですが、多分去年の議会ではそういう形

だったと思います。

やはり、去年の10月に19号台風で入谷小学校ののり面が大きく崩壊したというところで、工程が少し狂ったんだらうということだと思います。

あのエリアに西と東で2つの現場が入るということになれば、両方一気にできないと。どちらかをやっぱり空けないと、生活道路としても使えない。それから、工事用のトラックやクレーンも入れないということで、東側を使う予定だったんだけど、19号でのりが災害を被ったというところだと思います。

それで、この4月にどっちを優先しましょうかという相談を受けまして、災害復旧と、これは事業の趣旨も踏まえれば、当然急ぐべきは災害復旧ということで、当課としては、建設課さんのほうに復旧事業をお願いしたいということで、現在に至っているというところですよ。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） この理由は分かりました。

でも、私言っているのは、台風は昨年、10月だよ、10月。台風。私が言っているのは、その前のことなんですよ。台風以降は、それは優先順位とか分かります。それ以前に、全然手つかずだったんじゃないですか。これ何ですかと。それを聞いているんですよ。

でしょう。だって、議会の答弁は、かなり重要ですよ、これ。町長は、そこまで分からなかったかもしれないけれども、じゃ、担当課として、やっぱり言ったことをやってもらわないと、私は根性悪いからだか、ちょっと分からないんですけども、じゃ、私が提案した道路、これだめだから、じゃこっちと。一時しのぎの、その場しのぎの答弁だったのかい。そういうふうにも思っていますけれども、その辺の説明をお願いしたい。

台風以降のことは分かっていますから、それ以前の、そこに至る経緯を私は聞いていますので。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、前課長から確認をちょっとさせていただいてございます。当時の答弁といたしましては、公民館の工事に合わせて仮設道路を作りますと。何分費用については、単費になるということでございまして、じゃ、その仮設道路を利用して、それをある意味本設ですか、本設という形でしたらよろしいんじゃないかというような回答させていただいておるかと思っております。

施工の時期につきましては、公民館が完成して、状況を見て施工時期についてはというような回答とございますか、答弁をさせていただいているというふうにとちょっと聞き及んでござい

ます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 昨年の予算の段階での御質問などで、前任の建設課長がお答えし、町として道路の整備に計画を持って進めてきていたわけですが、用地のその交渉などで予定どおりに工事が進まないでしまっていたという状況から、現在まで町として本来やるべき、進めるべき事業に対して十分な進捗がなされなかったということで、大変申し訳ないと思っております。

いずれ、町といたしましては、当初の所期の計画どおりに事を進めるというつもりで取り組んでまいりますので、その点御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 最終的には、建設課長おっしゃったように、工事用道路として作って、最終的には町道としてずっと使うので、そういうふうなやりとりと私覚えています。

休憩中にもいろいろな話した経緯もあります。

ただ、今言った工事用道路を後で本道路として使う。それもいいんですけども、じゃ、今回のこの答弁のあれはどうなんですかということですよ。

その場しのぎのことがあればはぐらかすだけ。その場しのぎで、さっきも言いましたけれども、私が提案した道路、こんなのだめだから、最初からやる気ないから、議員も御存じのとおり、あの場では工事用車両が奥まで入れないでしょう。まず工事用道路として現状は整備してと、それが残っているんです、これ。どうしますか。

私もそのまま黙っていたわけじゃないです。議会でも言っています。有言実行でお願いしますよと話していました。細かいことまで言わなかったんですけども、あとはちょこちょこ行ってどうなのって、そういう進捗状況は聞いています。また、地権者の方にも聞いています。

ただ、総務課長今おっしゃいましたけれども、大筋は理解できますけれども、でも、やっぱりこういうところでみんなが注目していたことなんですよ。あえて言いますが、町長、4本柱でやってました。町民主役のまちづくり、そのとき同僚議員もそういうふうに行っていったら、お互いの信頼関係が大切ですよと。町長は、その信頼関係を個別に作っていきますよと言っているんです。

そういうふうなことも言っている中に、こういうことで、自分たちの、悪いけれども、都合のいいような答弁だけ繰り返して、これじゃちょっとそういう4本柱の1本がもうこの辺でがたがた来るんじゃないんですかと。そういう心配しています。

この説明では、なかなか納得できない。だって、やれない理由言うの上手ですよ。でも、もうちょっとあれだったら経緯をね、事細かに言って、こうこうこういう事情で手つがずになったんだということで、今の事態になるまで全然話もしてこないし、今回は3回までですから、まず、1日も早くあそこを最初言ったような、12メートルカーブ、大型観光バスが通れる道路、その実現を1日も早くということを特に要望して終わります。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 血圧、血圧、あまり力まないようにひとつお願いします。

確かに、これまで町の考え方、方針については、今菅原議員がおっしゃったとおりで、我々も説明をしてきました。基本的には町の方針として、これは変わるわけございませんので、これはもう私の担保、ちゃんとさせていただきたいと思いますが、ただ、もろもろのやらない理由ではないんですが、もろもろの事情の中で、このように遅れてしまったということについては、私からもおわびを申し上げさせていただきたいと思います。

なお、速やかに、今後工事を進めていくということについては、私のほうからしっかりとお約束をさせていただきたいというふうに思います。大変申し訳ありませんでした。あまり血圧上がらないようにひとつ。

○議長（三浦清人君） ほかに。

昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時08分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

それでは、質疑を続行いたします。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ、何点か伺っておきたいと思います。

公民館使用料ということなんですけれども、使用料のかからない部分もちょっと伺いたいと思います。

現在の公民館にも図書コーナーがあるみたいなんですけれども、今度新しい公民館の図書コーナーの蔵書数の予定と、その広さどれぐらいだったのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 新しい公民館につきましては、図書コーナーは、通路のところに設けるということとしております。

蔵書数は、その広さによってなんですけれども、実際にきてみて、並べてみて、その上でちょっと判断したいというふうに考えております。

いずれ、各公民館には図書館を通じて本を配本しておりますので、こういったものを置くかというのを再検討しながら、しっかり配置したいと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃ、改めてそのコーナーがないということで、通路を使うということで、分かったんですけれども、実際この利用する、例えば入谷公民館ですと、小学校にも近いですし、そういった子供たちの利用とかも多分見込めると思います。

残念ながら、戸倉とか歌津のほうは、随分文教地区から離れたところにあるんですけれども、今後公民館が新しくなって、小学校の方たちの利活用を促進する上で、何か新たな取組等ありましたら伺っておきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 小学校近いということは、当然そうですし、図書コーナーについても当然小学校の児童がこういったものを選ぶか、昔の歌津公民館がそうだったんですが、そこは図書室がしっかりあったんですけれども、子供が喜ぶような本というのは大体同じでして、そういったものを置いておきたいというふうに考えておりますし、あとは、大会議室に卓球台とか、そういったものを設けて、子供には自由に使っていただきたいかなというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。3番佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 1点だけ確認をさせていただきます。

私この計画があったときに、最初に利用、使用料の件でお話をさせていただきました。それで、新しくできても、あそこにある第3行政区の使用料は免除というふうな確認を以前いただいたんですけれども、今後もそういうことになるのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 以前は、集会施設がない行政区につきましては、近くに公民館なり公的施設がある場合は、無料で使っていたという経緯がございます。

特に、旧志津川町時代ですけれども、しかしながら、この震災後、いろいろなところに集会施設ができました。高台にできたり、そうでないところも改修をしたり、その維持費というのは、それぞれ皆さん行政区の方々がしっかり維持しておりますので、費用負担をしながら維持しておりますので、原則的には使用料金がしっかりかかるような形でお貸ししたいと

いうふうに考えております。

しかしながら、この津波被害とは入谷地区はまた別な状況でございますので、行政区長さんなりと公民館とでしっかり話し合っていていただいて、どういう方向性にするかは、新しくできから、しっかり考えていきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） できた当時、地区公民館建設に当たって、補助が受けられない条件の1つに、そういう施設を十分に利用していただくという条件で造らなかったというような経緯がございます。

それで、今も使用料は発生はしていないんですけども、今後それがまた微々たるものでしょうけれども、使用料が発生するということになると、結構近くで利用する回数が多いものですから、その辺はどうか考えていただきたいと、こう思うわけでございます。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 行政区の皆さんと、とりわけ行政区長さんなり、代表者の方々いろいろな状況を踏まえて、これまでの状況も内々承知しておりますので、いろいろな状況を踏まえてお話をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第62号 南三陸町スポーツ交流村設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第62号南三陸町スポーツ交流村設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第62号南三陸町スポーツ交流村設置及び管

理条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、スポーツ交流村の施設として、テニスコートを定めるとともに、当該テニスコートの利用に係る利用料金基準額について定めたいため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） それでは、議案第62号南三陸町スポーツ交流村設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について、細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の11ページを御覧ください。

ただいま町長から提案理由について説明がありましたとおり、東日本大震災により役場庁舎及び駐車場として使用されておりましたテニスコートについて、今般利用可能となったことから、当該条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、スポーツ交流村の施設にテニスコートを加え、その利用料金の基準額を1コート当たり1時間につき200円とするものでございます。

なお、利用料金基準額につきましては、震災以前の料金を適用し、施行期日につきましては、令和2年7月1日としております。

以上、簡単ではございますが、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。1番須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） 2点ほど。

以前にもお伺いしたことあるんですけども、経緯の説明とか、いろいろございまして、町で正式にこうやって管理するとなるということは、修繕箇所が必要であれば、修繕とかも見込まれているだろうとは思いますが。

それと、その辺を一度確認したいのと、あともう1点、この話したときに、多目的スペースですか、第2庁舎とか第3庁舎が今ありますスペースも含めて、あの辺の全体の利用の在り方をこれから検討していきながら、テニスコートを使用するか、しないかという御答弁を頂いた記憶がございます。

その辺の内容の使い方の土地利用の在り方というのは、ある程度大枠はできているというふうに認識してよろしいんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） まず、御質問の1点目ですけれども、修繕はということですが、利用できるような状況に整ったということですが、まだ若干周りを囲むフェンスであるとか、仮設庁舎を建てるときに出入り口として取っ払っておきまして、そこはまだふさいでおりません。そこは、今後修繕なり何なりという形になるんですけれども、基本的には大きな修繕にはならないというところでございます。

それから、2つ目の御質問のもともと多目的広場だった、現在の第2庁舎、第3庁舎がある場所につきましては、議員おっしゃるとおり、テニスコートで多目的広場、その土地の活用も含めて町がしっかり協議した上で、テニスコートを開放するかどうか判断したいということをおっしゃっていましたが、まずもって、テニスコートを使いたいという需要が志津川中学校のソフトテニス部から多くありまして、当面町として、そこに何かを作るのかという話にはなかなかかなりづらいということで、せっかくある施設ですし、テニスコートのほうを先行して開放していきましょと。町側でそういう話になっておきまして、第2庁舎の跡地につきましては、それをどうするかというのは、まだこれからというようなところでございます。

○議長（三浦清人君） 須藤清孝君。

○1番（須藤清孝君） 分かりました。

中学校のテニス部辺りの要望が高かったのは、私の耳にも入っておりまして、県の外部指導者の導入とかにより、成績もすごくここ数年で伸びてきて、各種大会で実績を上げていると。中身を聞いてみると、学校同士での練習試合とかだとまだまだクレイコートは多いらしいんですが、実際の大会となると、ほとんどハードコートの使用が高いというお話で、それで、町にあるのであればどうしてももしよかったら使いたいという要望だったと思います。

利用する方に、今一般も含めて利用する方にとっては、とてもいい話だと思うので、これぜひやっていただきたいんですが、可能性としてですけれども、各年度ごとにちょっと中学校や小学校の改修工事とかあったりするんですが、ハードコートの使用率というふうにご検討されたときに、いずれ志津川中学校の改修とかというふうなところもあるかとは思いますが、そういった場合に、中学校に今現存であるテニスコートの改修とかも考え得る範囲の中にあるのかどうかだけ最後にお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 中学校のコートの状況がちょっと今分からないんですけれども、

当然そういう必要性があれば、こちらの交流村のテニスコートを優先して使うと。そういうことになるんだろうと思います。

いずれ、学校とそういう部活に関連することは、常に詰めておりますので、そういったところもまとめていきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何点かお聞きしたいと思います。

テニスコートがアリーナにできるということは、子供たちもいち早く望んでいたことだと思うんですけども、環境の整備ということで、全天候制の改修工事、その辺終わって、とりあえず先ほど課長の説明ですと、4月1日なのかな。そこから始まるように私は聞こえたんですが、その辺再度確認と、あとは、トイレ関係の設備がコートの後ろのほうにたしかトイレあったと思うんですけども、そのトイレの利用はできるのか。そして、きれいに整備されているのか。

あと、中学生のソフトテニス部が使うということなんですが、中学生も1時間200円というふうな料金を取っていくのか。その辺初めに質問します。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 使用の開始日、施行期日ですね、7月の1日からというふうになっております。

それから、トイレの利用は可能かということですが、トイレについては、利用可能でございまして、今あまり使う人がいないので、きれいかどうかと言われると、しっかり清掃しているかどうかというのは、ちょっと確認しないといけません。

しかしながら、何回か私入ったことあるんですけども、決して物すごく汚いということではありませんので、安心して使っていただけたらと思います。

それから、中学校のソフトテニス部が使ったときに有料かどうかというお話ですが、学校の児童生徒が使った場合には、基本的には5割減免という形になります。

しかしながら、中総体であるとか、そういった場合に、中総体側で予算を持っていれば、以前から使用料お支払いいただいております。震災前は、この気仙沼本吉地域の中総体のソフトテニスの会場になっておりましたので、その際は学校側で予算化して、その費用は頂いております。

費用については、スポーツ交流村と相談していただければというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 震災前に、本吉郡、気仙沼地区の中総体があそこのテニスコートを会場に中体連が開催されました。今後の見通しとして、中体連の大会なかなかコロナ問題があるとは思いますが、新人戦がもう間もなく、するかしらないかも含めてあるんですが、その辺がちょっとまだ先が見えないと。コロナの状況も分からないということで、7月5日から使用できるというような形でも、中体連のここでの誘致、気仙沼本吉地区、その辺の誘致は、なかなか今のコロナの問題の中で可能なのか、なかなか今年度はその大会に向けての活動は難しいのか。担当課の判断をお聞きしたいと思います。

前者も言っていましたが、近年志津川中学校のソフトテニス部、意外と報道で見るとは、本吉気仙沼地区では結構上位のほうにいつもいるような、ダブルスで名前が挙がっています。

そういった今の子どもたち、中学校1年、2年、3年しかできない、この大切な期間何とか大会でもって、今年は無理でも、来年は県大会の中で上位に残せるような結果を残すためにも、このテニスコートを有効に使ってもらって、やっぱりそういった環境を整えば、ソフトテニス部の部活の部員も増えると。

いいことづくめだと思いますので、その辺のとりあえず中体連の開催、今年は無理でも今後あそこを使ってやるような町の気仙沼本吉地区のソフトテニスに対する考え方はどうなのか。その辺をお聞きします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 中体連そのものにつきましては、中体連の組織のほうで行っておりますので、こちらのほうから云々ということとはできないんですけれども、もちろん中体連のほうから使用をお願いしたいとか、あるいは普段の練習の中で志津川中学校さんのほうでやはりこのテニスコートはいいので、ぜひこの場所で地区大会を開きたいんだと宣伝をしていたきながら、ここの会場で行われると、せっかく中学校のほうの成績もよろしいですし、この力を維持しながら、伝統を引き継げるようなものにしていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） テニスコートが私的には震災後いろいろな町の復興事業の中で、テニスコート早期だったのかなと。あの場所は、いろいろな形で、町の事務所としていろいろ使われていました。仮事務所として。ここに来て、あそこがオープンするということは、ソフトテニスをやっている人たち、また、一般の人たちも意外とテニスをやる方は、運動不足ということもあって、いい場所ができたなと私も思っています。

ただ、1時間200円、この辺は維持費のためにしようがないとは思っていますけれども、あ

と、トイレに関しても、私もあそこのぞみ作業所があったんですけれども、あそこにいるいろいろな団体を連れていって見学に行ったときに、やっぱりあそこにトイレがあるということは、便利ですし、あと、今の第2の仮庁舎のあの部分にもたしかトイレあったと思うので、そんなに遠くもないと思うので、利用できるような体制だけ、なかなか外の便所は嫌だという、外のトイレが嫌だという子供たちも、女子生徒の中にはいますので、仮の庁舎も使えるような体制を町には求めたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、志中のテニス部、先ほどからお聞きしていると、大分活躍しているということなんですが、そこで伺いたいのは、現在部員数何人ぐらいいるのか。もしお分かりでしたら。

そこで、次伺いたいのは、ベイサイド指定管理になっていて、テニスコートもセントラルさんで管理しているのかどうか、確認をお願いしたいと思います。

もう1点は、先ほど前議員の質問にもあった、将来的に多目的な形で使う方向をという、そういう答弁に対して、それなりに検討していくという、そういうことだったものですから、私最近この議場で言っている、テックボールの台を4面あるうちの1面辺り置いてもいいのかなという、そういう思いがあるんですけれども、その点検討できるのか。

あともう1点、はたから見るとただ駐車場、その他だったところをそのまま取っ払って再開という形みたいですが、実際オムニコートとしての機能等十分果たしているのかどうか、その点伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 議員御承知のとおり、まだ学校が再開されたばかりで、新入部員もまだどの所属になっているかまだ決まっておられません。しかしながら、昨年度までの部員数で考えれば、ソフトテニス部については29人と。ほかのクラブ活動に比べてもほぼちょっと多いぐらいの部員数になっております。

それから、ベイサイドアリーナのテニスコートは指定管理者が管理しているのかということですが、あそこは、スポーツ交流村という施設内でテニスコートが建っておりますので、当然ながら、指定管理の範疇で管理されているということでございます。

それから、多目的広場につきましては、これ震災前、あそこは今みたくアスファルトが貼ってあるわけでもなく、普通の広場というか、どういうふうに使われていたかという、ベイサイドアリーナに大規模な行事がある際に臨時的駐車場として使っておりましたので、恐ら

くまだ分かりませんが、恐らく今後もベイサイドアリーナで大きなイベントがある際に、そういった使い方を当面していくのかなというふうには思っておりますけれども、これは町側の考えもありますので、私のほうでは何とも今のところは言えないというところでございます。

それから、テックボールもそうなんですけれども、利活用の仕方については、例えばテニスコートの中にテックボール持ち込んでやっても構いませんし、本来どこでもできるようなニュースポーツという捉え方をしておりますので、何もスポーツ交流村にこだわらなくても、いろいろなところでできるのはニュースポーツかなというふうに考えております。

それと、オムニコートについてですけれども、今のコート、これ平成8年、9年辺りですけれども、そのテニスコートの土にするのかハードコートにするのか、全天候にするのか、いろいろ迷ったときに、当時あまり使われていなかった素材を当時の建設課の係長さんがこういった素材を仙台市辺りだともう使っているよということで、私も直接見せていただいて、維持費もかかりませんし、砂をまいただけで簡単に維持できるというところもあって、そうしたものにした経緯がございますので、今回の震災で庁舎が建って駐車場にはなりましたが、もっともっと壊れているのかなと思ったら、意外とそうでもなかったと。汚れている部分があるので、そういったところも清掃業者にしっかり汚れを落とさせていただくなどして、周りのフェンスも含めて少し整備をしていきたいというところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃ、部員数29人ということで、もし部活で使うとしたら、全面使うんでしょうか。その点確認と、あとは、多目的なこの広場ということなんですけれども、将来的に今舗装になっていきますけれども、たしかベイサイド造るときに、本来ならプールを造るという、そういう構想だったような気がするんですけれども、今後アスファルトのままなのかどうなのかだけ伺っておきたいと思います。

オムニコートの効果というか、構造はそのまま保持できているという、そういう答弁で、分かりました。

今回使うに当たって、先ほど課長の答弁あったんですけれども、少し清掃というか、できればペンキを塗るとか、ある程度リニューアル感が欲しいような気もするんですけれども、そうすれば、使う人もいいんじゃないかと思って。

あと、一般の方たち向けに、以前たしかやっていたラケットの貸出しとか、そういったことはなされるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 現在のテニスコートは、全部で4面取れることとなります。当然シングルのダブルスありますので、29人もいて、プラスアルファ新入部員が入れば、これは4面使うという話になると思います。

それから、多目的広場についてなんですけれども、確かに議員おっしゃるとおり、当時の雇用促進事業団というところがあって、今ないんですけれども、そこが土地を提供していただければ無償でプールを造りますよという魅力的な話がありました。しかしながら、そうこうしている間に雇用促進事業団が解散してしまったというところで、その話はなくなってしまったというところでございます。

それから、多目的広場ですけれども、これアスファルトのままかどうかというのは、まだちょっとテーブルの上にこれからどうしようかという話になっておりませんので、これは今後の話だと。利活用も含めて今後の話だということでございます。

整備については、テニスコートの整備については、今すぐというわけにはなかなかいかない。議員御承知のとおり、このコロナ感染の対策で予備費から費用を出しているような状況ですから、財政との話合いの中で、出せるお金というのは決まっておりますので、その中でバランスを見ながらやっていきたいというふうに思っております。

できることなら、補正予算を避けたいと、そういうふうに思っております。

それから、ラケットの貸出しについては、これは従前どおり無償でスポーツ交流村で貸し出すことは可能でございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第63号南三陸町平成の森設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第63号南三陸町平成の森設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、平成の森の施設として、多目的運動場を定めるとともに、当該多目的運動場の利用時間及び利用料金基準並びに野球場の電光掲示板の利用料金基準額について定めるなどしたため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） それでは、議案第63号南三陸町平成の森設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について、細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の12ページを御覧ください。

ただいま町長から提案理由について説明がありましたとおり、東日本大震災により応急仮設住宅が建設され、利用中止となっておりました平成の森多目的運動場について、本年2月に災害復旧工事が完了し、現在芝生を養生している状況であり、本年9月に供用を開始したいため、関係条例の一部を改正するものであります。

また、昨年7月に完成した野球場電光掲示板の料金設定及び体力増進室の利用者区分を見直す必要があることから、当該条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、1、平成の森の施設に多目的運動場を加え、利用時間を午前6時から午後9時までとし、利用料金を全面1時間につき1,500円、半面1時間につき750円とする。2、野球場の利用区分に電光掲示板を加え、利用料金を1時間につき500円とする。3、宿泊棟体力増進室の利用者区分について、1人1回につき200円を高校生以上の個人1回につき200円とする。

なお、施行期日につきましては、本条例の公布の日から起算して4か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及

川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。この野球場照明、野球場1時間につき1,000円、照明は1時間につき3,000円、電光掲示板1時間につき500円とあります。大会でなければ、電光掲示板は使わないと思うんですけども、夜間の照明なんですよね。1時間3,000円としますと、夜間使うと4,000円になります。地元の若者が使うとなると、高いというような話が出ているんです。そうした場合、地元の社会教育あるいは若者が使うとなれば、減免措置なんかないのでしょうか。ここは、入場料、会費とる人たちが倍になりますけれども、減免というのが見受けられないんですけども、その辺はどのようになっていますでしょうか。

それから、以前に震災前は、テニスコートがあったんですけども、現在は倉庫が建って、テニスコート場がなくなっていますけれども、その辺の代替えというものは考えているのかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 本条例とはちょっと違うところの話になるんですけども、夜間照明が高いということがございますけれども、減免規定の中では、なかなか設備費用を実際の実費相当額を頂くということで、なかなか減免は難しいと。

例えば、町が主催であるとか、スポーツ少年団が使うということであれば10割減免ということになりますけれども、いわゆる所場代以外の設備費用については、これは指定管理料の中の占める割合が非常に大きいということもあって、設備費用はできればしっかり実費相当額をお支払いいただいて使っていただきたいと。これは、何も平成の森に限ったことではございませんので、その辺は御理解いただきたいというところでございます。

それから、テニスコートについてですけども、もともとあそこにはハードコートのテニスコートが3面ございまして、平成に入って終わり頃は充分整備が行き届かないような状況で、震災によってこれも撤去されましたけれども、今は芝生化をちょっとしてありまして、なおかつ、そこは駐車場としてしっかり利活用されております。

ですから、今後あそこは、駐車場で使わせていただくのが一番よろしいのかなと。

それと、隣にキャンプ場がございますけれども、キャンプ場がいっぱいになった場合は、そちらの駐車場側に予備的にテントを張っていただくとか、そういったことにも使っておりますので、代替えという形は、当面は考えておりませんので、今は今ある形の中で有効に利活用させていただきたいというふうなところでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、代替えは考えていないということですがけれども、今志津川中学校さんはすごくテニスをはやって、大会でも上位を占めているというお話ありましたがけれども、やはり町内にそういうものがあると、隣町、旧なんですけれども、歌中での子供たちも、いやそういうことを目指すというような機会にもなりかねる、なるんです。

だから、あったものですから、やはり1面でもいいですので、そこを以前のように使われるように。そうすると、一般の人たちも平成の森はいろいろな人が行きますので、利用ができると思うんです。

キャンプは一時的な夏場が多かろうと思うんですけれども、駐車場であれば、今後大会のときなんか、やはり駐車場が必要となってくるから、大きな大会のときは、バス送迎でやるので、できれば、JAさんが使った、漁協さんかな、町有地があると思うんですけれども、その辺も駐車場に使われるのではないかなと思われまますので、地元のそういう高校生、中学生の人たちのテニス愛好家が増えるためにも、ぜひその辺、1面でもいいですので、取っていただくように、今後の施策の中で考えていただきたいと思えます。

それから、これは、優遇がないということなんですけれども、例えば野球するのに4,000円かかるというと、やはり青少年使うのは、青少年、中学生から若い人たち。今当町は何も遊ぶところがなくて、体を仕事しても体を使う仕事以外に使うということができない地区なんですよね。

そうしたことから、こういう野球場をもう少し優遇して、照明など優遇してやれば、もっともって使われるんじゃないかなと思われまます。

若いうちにやはりそうやって仕事した後、海の仕事なんかしている人たちは、体重の変化とか、いろいろ運動しないと後の、大人というか、高齢者になるまでにいろいろな弊害が出てくると思うんです。体づくりにおいても。ですから、そこは自由に使っていただけるという、そういう観点からもぜひ減免については、お願いしたいと思えますけれども、もう一度お願いいたします。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 今御質問2点あったと思うんですけれども、まず、テニスコート1面でもいいからというお話ですがけれども、これ大変失礼な言い方になりますが、この国、競技人口はすべからく、特に団体競技につきましては、減少ぎみになっておりますし、特に、歌津中学校については、ソフトテニス部はございませんし、団体競技の継続もなかなか厳しいということも承知しております。

それで、テニスコートが1面あったからということではなくて、もっと我々が考えているのは、平成の森の施設の価値というものを上げていきたいというふうに考えておりますので、町民皆様には使っていただきたいんですけども、旧歌津町の考え方をしっかり踏襲して、長期滞在型の施設として、町外からいかに利用客を呼び込むかということに集中しております。

ですから、利用料金もしっかりと設定をさせていただいて、交流した中でしっかり料金収入を得ると。そして、いい好循環というか、施設の利活用もしっかりしていただきながら、維持もしっかりしていくというふうな考え方で指定管理者とは話をしております。

そうでないと成り立たないものですから、これが全ての競技に対応する施設であるべきかという考え方は、ちょっと私的には疑問に思っております。

それから、4,000円が照明代金ですけども、働く方にとっては夜間の例えばナイター野球をやる際にちょっと高いというお話もありますけれども、これまでも野球は最低9人おりますので、9人で少しずつお金を出し合って使っていただいております。それで、やはり野球もこれまでかなりの投資をしておりますけれども、やはりしっかり維持するには、指定管理者も収入をしっかり得なきゃいけない。そういうことを考えますと、やみくもに利用料金を削るということは、かえって負の連鎖になっていくというふうに考えております。

ですから、考え方としましては、しっかりサービスを提供して、その上で料金もしっかり納得していただくということが一番大事なんだと思いますので、何もかも減免でいけば、それはお金を払わなければそれが一番いいとは思うんですけども、減免規定の中に、先ほども言いましたけれども、スポーツ少年団であるとか、学校が使う場合であるとか、町の機関が使う場合は、10割減免とか5割減免とかございますので、そういった中でしっかり使用していただきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに、2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 私もテレビで平成の森のテレビコマーシャルなんかも拝見させていただいて、積極的にPRできているかなというふうには思うんですけども、利用実態、これについてお伺いしたいんですが、例えば野球場なんか、この1年間で何時間ぐらい利用されているのか。

それとあと、キャンプ場とか宿泊室なんかもありますけれども、こういった宿泊者数、年間でどれぐらいの方に利用いただいているのか、そういった時間、それから人数、分かれば教えていただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 令和元年の数字になりますけれども、平成の森の施設の利用人数の総数が1万9,013人、利用件数にすると2,203件。その中で、野球場については、ちょうど100件の利用がございまして、6,912人の利用となっております。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 野球場のほうですけれども、100件で6,900、ほぼ7,000人ですね。これは、野球だったらどうでしょう、1試合2時間ぐらいになるのかなと思うんですけれども、時間数で言えば2,000時間ぐらいの利用と。単純に言えば、そんなイメージかと思います。

その中で、ナイター、照明を使うような試合、これはどれぐらいの割合であるのか。

それと、電光掲示板、ちょうど1年ぐらい前ですか、設置が完了したと思います。電光掲示板のこれらの利用者の方から積極的にご利用いただいているのかどうか。その辺も併せて伺いたく思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） ナイター設備の利用は、これは平成元年度の数字ですけれども、26件ございます。

それから、電光掲示板の利用なんですけど、これも30件ございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1点だけ質問させていただきます。

平成の森の多目的広場、これは芝生がきれいに敷かれて、すばらしい環境になったサッカー場のことを指しているんだと思いますけれども、この部分でこの料金が全面で1,500円だと。半面で750円だと。こういった料金設定になってはいますが、そのほかに、例えばこれまでですと、あそこで歌津地区民の人たちがグラウンドゴルフをよくされてきました。その場合に、果たして半面、全部使うのだろうか。4分の1というような考えは、町にはありますか。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 確かに、もともと林間広場と言っていた場所ですし、震災前は、歌津町のグラウンドゴルフ協会が毎日のように使っていて、震災後も合併後も志津川と歌津にグラウンドゴルフ協会分かれましたが、しっかり歌津町の協会のほうで使っていたのは私も承知しております。

まず、日々の練習については、以前からある程度の料金徴収は頂きながら使っていただいていたんですけれども、今回は、全面1,500円ということなんですけど、ほぼ全面使うことは今ま

でもなくて、大体半面とか4分の1とかという、小さいレベルで使っていたということでございます。

ですから、今回からは、もし使うとすれば半面利用の料金は頂きたいんですけども、しかしながら、例えば町長杯のグラウンドゴルフ大会とか、そういったイベントについては、町もしっかりこれは共催しておりますので、そういったときには、しっかり減免対応をしていきたいと。

それから、公民館主催のグラウンドゴルフ大会もグラウンドゴルフ協会と連携してやっておりますので、そういった場合もしっかり減免の対応をしていきたい。

ただ、日々の部分については、もともと歌津のグラウンドゴルフ協会の方々もその料金の徴収は納得ずくで使っていただいておりますので、その辺は特に問題はないのかなというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 歌津地区ならず、南三陸町内でのグラウンドゴルフ人口すごく高いということで、高台の住宅、災害公営住宅にはグラウンドゴルフ場が何個もあるんですけども、歌津の場合は、その辺のグラウンドゴルフをする場所があるのかなといったときに、時々高台回ってみますが、なかなか志津川地区にあるようなグラウンドゴルフ場はなかなかないと。戸倉にはあるんですけどもね。

そういった場合に、やっぱりこの多目的グラウンド、この辺も有効に町民に使ってもらうための方策を少し考えていただきたい。

そして、南三陸町グラウンドゴルフ協会がもう設立されて、その辺は協会に属しているということで、多分減免対象になっているのかなと思うんですが、ただ、自分の技術を高めるために、少人数で練習したいというときに、以前あったんですけども、やっぱり平成の森の多目的広場を使って二、三人ぐらいの人が一生懸命やっていたので、何かそういった形の、4分の1面でも何も使っていないよりは、私は町民が利用したほうがいいと思うので、そういった考え方もあっていいのかなと思うんですけども、その辺なかなか難しいでしょうか。最後に答弁をお願いします。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） それは、少人数の場合の利用につきましては、これ松原グラウンドもそうなんですけれども、松原公園のですね。その散歩で使っている方もいらっしゃいますし、子供とキャッチボールされている方もいらっしゃいますし、使い方は様々でござい

ます。

周りをフェンスで囲んで鍵を閉めているわけではありませんので、団体利用については、しっかり申告をしていただいて手続を踏んでいただきたいと。しかしながら、個人レベルは、これは施設側も使ってもらっても、そこに料金が発生しますよという話にはなかなかかなりづらいと思います。

もしかすると、目に余る場合は注意はするかもしれませんが、個人的にグラウンドゴルフの練習をしている方に1人当たり750円払ってくださいという話にはなかなかかなりづらいと思いますので、その辺は心配なさらなくて結構だと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、電光掲示板に関してなんですけれども、料金500円ということで、今回提示になっていますが、先ほど来聞いている答弁によると、指定管理の方の収入も大切だということなんですけれども、これ無料にできないのかどうか、まず1点伺いたいと思います。

あと、多目的運動場についてなんですけれども、これまた先ほどの話と似たようなあれになりますが、今度運動場をサッカーとして使えるので、なおかつ、脇の支所と公民館が一緒になっていますので、そういった関係で、テックボールの台を置けないかどうか、確認させていただきたいと思います。

ただ、お願いしたいのは、一般質問でもあれしたんですが、何か決裁が90万円以上は別な方ということだったので、そちらの答弁も頂ければと思います。

あともう1点、先ほど前議員も聞いたんですけれども、利用実績なんですけど、昨今キャンプブームで、その利用実績、そして今後キャンプ場に関しても、何ら新しい仕掛けというか、そういったやつ必要じゃないかと思うんですが、そういった検討はあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 電光掲示板につきましては、これは無料にできないかということでございますけれども、約1億円ほどかけて整備しております。それは、とにもかくにもプロスポーツであるとか、アマチュアスポーツであるとか、競技レベルの高い方々にしっかり使っていただきたいということもありまして、平成の森そのものにかかなりの金額投資しておりますので、やはり、設備を維持するためには、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、使った対価をしっかりお支払いいただくということがやはり原則なんだというふう

に思っております。

それから、例えば高校野球の公式戦であるとか、いろいろな大会、そういったときに、オペレーターがしっかりついて使うものでございますので、これは近隣の野球場も含めて、電光掲示板というのはしっかり料金が取られていると。これは常識的なところでございますので、無料というのは、ちょっと考えづらいというふうに考えております。

それから、多目的運動場にテックボールの台ということですが、これは、基本公共施設の中に個人のそういったものを置くというのはどうなのかなど。議員おっしゃりたいのは、我々のほうでそういったものを購入して置いてはどうかということなんでしょうけれども、ニュースポーツとか、今いろいろ、いろいろなスポーツありますけれども、これは、スポーツ推進委員の皆さんとしっかりその辺は話し合っていて決めていかないと、何もかも取り入れていくわけにいきませんので、普及できるニュースポーツとは何かというのをやはりスポーツ推進委員の皆さんと話しながら、住民の皆さんにどういったスポーツが受け入れられるのかということを含めて検討しなければならないというふうに思いますので、今ここでそれをどうですかと言われても、なかなか返答しづらいところがございますので、そこは御了承願いたいと思います。

それから、キャンプ場の利用実績についてなんですけれども、キャンプ場については、平成の森は120件で452名の利用というところになっております。

設備を拡充してということですが、町には神割崎キャンプ場というところがございますし、やはり、何もかも設備を増やせばいいかというところでもないと思います。利用実績から見ても、これ以上の拡充が必要あるかというところ、なかなか考えづらい数字なのかなというふうに考えておりますので、御了承願いたいというところでございます。以上です。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 掲示板の無料化は難しいという、そういう答弁ありました。プロスポーツ初め、そういったところで使う感じで。

ただ、以前この掲示板を造るときの審議したときに、町長、そして現生涯学習課長の後ろに座っている課長と一番望んでいたのは、野球少年たちに夢を、そういう思いで造るとい、そういう町長初め答弁だったと記憶しています。

そこで、今回500円有料にすることによって、そういった本来野球少年の方たちに500円のせいで使わないとか、使えない、そういう負担で使えない、そういうケースが出てこないのか。先ほどの課長の答弁ですと、スポ少で使ったり、いろいろなところ、形で使えれば減

免があるということなんですけれども、そのところが何かせつかく1億円かけて造ったのに、本来の思いがかなわないということでは、いささかあれだと思うので、再度確認させていただきます。

あと、多目的運動場にテックボール、私としては、南三陸町に一番最初に置いておきたい場所なんですけれども、そこで、課長答弁あったニュースポーツに関して、何もかもするわけにはいかないという、そういう答弁ありました。実は、歌津に関しては、合併前なんですけれども、いろいろなニュースポーツに力を入れていたように私は、隣の芝生だったからかどうか分からないですけれども、感じていました。例えば、カロリングとか、その他いろいろ挙げられるんですけれども、そういった風土というか、中で、今回のテックボールなどは最適だと思うんですが、そこで伺いたいのは、最近取り入れたニュースポーツはあるのかどうか。その点伺っておきたいと思います。

キャンプ場に関しては、120件、450名の実績ということで、何も施設、お金をかけてというんじゃなくて、ある程度ほんの少しの費用をかければ、今はやりっぽいいろいろな何かを楽しめることもできるようなので、そういったところも指定管理の方と検討の上、なるべくブームに乗るような、さらなる実績を上げられるんじゃないかと思いますので、検討できないかお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 野球少年に夢をとということでございますけれども、私もそれには賛同しておりますので、やはり本物のグラウンドを使っていただきたいというのは、これも私も同じ思いでございます。

議員御承知のとおり、先ほど来スポーツ少年団であるとか、町が主催する大会については、料金がかかりませんので、そのところは、確認をさせていただきたいというところでございます。

それから、多目的運動場にテックボールというお話ですが、これについては、先ほども言いましたとおり、スポーツ推進委員の方々とそういったお話をしながら、何が一番いいのかというのを選んで、試験的に始められればいいのかなどというふうには考えております。

それから、旧歌津町は確かにニュースポーツはかなり力を入れていた町でございまして、たしか平成13年の宮城国体のときに、デモスポ、デモンストレーションスポーツでグラウンドゴルフをいち早く取り入れて、大会を行ったという実績もございます。

その実績がかなって、今でもグラウンドゴルフは根強くやられておりますので、やはりいろ

いろなニュースポーツの中から一番住民に対して一番波及できるニュースポーツ、どこでもやれるニュースポーツ、誰でもやれるニュースポーツというのをやはり選んでいく必要があるのかなど。

この震災でなかなかそれも取り組めておりませんでしたので、今後それをしっかりやっていきたいと。

それから、一番最近取り入れたニュースポーツというのは、私の知っている限りでは、ちょっと忘れたんですけども、ボッチャとか、そういうものだったかと思います。あと、シャッフルボードですかね。これは、高齢者にも頭を使うスポーツですから、体も同時に使えて、非常にいいニュースポーツだというふうなことで、この気仙沼本吉のヘルシー大会でも取り入れられている競技だと思いますので、もう一度そういった、誰でもどこでもできるニュースポーツというのを見直していきたいというふうに思います。

すみません。もう一つ答弁忘れていました。キャンプ場の工夫についてですけども、これは、いい事例が神割崎のキャンプ場にたくさんございますので、平成の森の指定管理者と話をしながら、神割崎キャンプ場を見学させていただいて、いいものは取り入れていきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は2時30分といたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時29分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

日程第10 議案第64号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第64号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第64号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和2年度藤浜地区集落道路等工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） ちょっと、システムの関係上休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第64号の細部について御説明します。

議案関係参考資料13ページを御覧ください。

工事名、令和2年度藤浜地区集落道路等工事、工事場所は、南三陸町戸倉藤浜地内です。工事概要は、1号集落道路、延長114.5メートル、2号集落道路、延長159メートルを有効幅員3メートル、路肩を含む全幅4メートルで整備するほか、水産関係用地、面積510平方メートル、1号避難路、幅員2メートル、延長92メートルなどを整備いたします。

入札は、令和2年5月26日、指名競争入札で行いました。

入札参加者は、記載の9者です。

入札の執行状況等については、8から14に記載のとおりです。

工期は、本契約締結の翌日から令和3年2月26日までです。

15ページに仮契約書を添付しています。御確認願います。

14ページは、工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしく御説明申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点お伺いします。

この14ページの図面で見ますと、1号避難路92メートルあります。この平面図面だけの

で、避難道なので、これはどこに抜けるよう避難が万全にできるのか。この図面見ると、道路の接続がないようなんですけれども、どのような状況になるのか。それが1点と、それから、ここは、これで完成だと思うんですけれども、これからの工事で3月までにこれできるのか。やらなきゃならないと思うんですけれども、その辺の工期も間に合うのかどうかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） まず、1号避難路につきまして、この平面図右側に藤浜漁港と書いております。右側四角囲いの文字があろうかと思いますが、そちらが港でございます、その港の横にちょっと黒く網かけをしたように見える箇所がございますが、これが防潮堤でございます。その左隣に赤の丸、安全施設の標識1基と書いておりますが、ここが1号避難路の、いわゆる海側開始点になります。

そこから山道というか、山を斜面上がっていただくということで、実は、ここが最急勾配が17%ほどございます。いわゆる山道でございます。もう一方の左側の赤い丸、これが高台に当たりますので、こちらに避難していただくということになります。

現地確認いたしますと、この先にいわゆる法定外公共物の里道と呼ばれるものも、この図面上左のほうへ延びているという箇所がございます。

したがって、安全施設、照明灯と表記しております、この辺りで一旦高台への避難は完了することになるという計画でございます。

それから、3月まで、年度末までに工事が完成するかどうかということでございますが、それを見越して現時点での発注ということになっております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明ですと、17%の勾配というとかなり勾配がきついですけれども、この海岸のこの防潮堤から階段などで上がっていくかと思われるんですけれども、その92メートルの先への1基というやつですね、そこは高台になっていて、そこで終わりになるんでしょうか。そこからどこかに通じるとか、行けない、ここで終わりになるんでしょうか。避難道ですから、その辺確認しておきます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） まず、この避難路につきましては、階段ではなく、全線いわゆるスロープ、斜路になっております。

それから、その先ということですが、一旦この安全施設、照明灯と表記している辺りでかな

りな高さは確保されておりますので、一時的にこちらのほうに避難いただければ、津波等からの逃れることは可能と考えておりますが、先ほども申しましたように、さらに、この先、いわゆる里道がございますので、さらにその先へ避難いただくということも可能でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第65号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第65号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第65号工事請負変更契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、平成29年度中橋上部工工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第65号工事請負変更契約の締結について、細部説明をさせていただきます。

工事名でございます。平成29年度中橋上部工工事でございます。

契約の金額でございますが、現在7億632万円を3,656万700円増嵩いたしまして、7億4,288万700円とするものでございます。

契約の相手方につきましては、矢田工業株式会社仙台支店でございます。

続きまして、議案参考資料の16ページのほうをお開きをいただきたいと思います。

主な変更内容というところでございますが、上から5段目でございます。長期耐久性確保のため、根太材の変更及び塗装の追加ということでございます。

根太材の変更につきましては、一番上部に木床版を貼ります。木床版の端部がちょっと張出構造にちょっとなってございまして、その張出構造のままでも部材とすれば十分もちますが、今後やっぱりどうしても老朽化等々することを考えますと、やはり端部にも根太材があったほうがより安全だということで、根太材の追加でございます。

あと塗装の追加につきましては、これ塗装することによりまして、そもそも根太材、腐りづらいものではあるんですが、やはりちょっとほかの実例等々調べますと、長い年月のうちにやはりどうしても表面が荒れてくるということになりますし、あとは、約30年後ぐらいですか、貼替えが必要ということでございまして、塗装することによりまして、もちをよくすると。最終的に60年スパンで見ますと、根太材だけで考えますと、約2,000万円ほどランニングコストが安くなるということでございますので、塗装を追加するというものでございます。

続きまして、その下でございます。ウッドゲートの柱の精度管理向上のための現場溶接の増ということでございますが、ウッドゲート、垂直に立っている柱でございます。ある意味安全防護柵も兼ねているものでございますが、こちらやはり現場で溶接をしないとなかなか垂直性を保つのが難しいということで、196か所について現場溶接ということにしたいというものでございます。

それと、部材の変更、あとは取付方法の変更ということでございますが、ウッドゲートは南三陸産材によりまして、表面を覆って、木柱のように見せるというような構造でございますが、当初の計画は、貼り付けるような構造でございましたが、今後のメンテナンス等を考えますと、やはりボルト止め等して、管理しやすい、あるいは取替えとかですか、必要が生じた場合に取替えしやすいようにということで、こちらのほうにつきましては、98本の取付方法の変更ということでございます。

その下でございます。木部材の腐朽対策として、伸縮装置の一部仕様の変更ということでございますが、桁端部と下部工の間の伸縮装置でございますが、こちら今現在コンクリートの上に木床版を貼り付けるような構造となっておりますが、やはり、長い年月その木床版をコンクリートの上に貼り付けるということになりますと、やはりどうしても腐食の問題もございまして、どうしてもその伸縮装置ということで、可動部に当たりますことから、基部を今現在コンクリートで検討というか、考えてございますが、やはり伸縮部、可動部でござい

ますので、やはり傷みが考えられるということで、鋼製に変更したいというものでございます。

それと、一番下段、下から2段目、仮設工でございますが、こちらのほうにつきましては、砂利敷き、あとは桁仮設のクレーンのための鉄板の敷設というような内容となっております。

それで、仮設工につきましては、発注当時に日々現場周辺が進捗して、形が変わっていくということもございまして、発注当初の時点では仮設工については、その仮設時期を見て、その状態を鑑みて変更するものというような前提条件で発注しているものでございます。

合計で3,700万円の増ということでございます。

17ページを御覧いただきますと、じゃ、ウッドゲートというのはどこかと。伸縮装置というのはどこかと。あと、根太材というのはどこかということで、表示をさせていただいております。

あと、④番につきましては、その仮設工であったり、あとは資機材の部分であったりということで、位置表示をさせていただいているところでございます。

それと、18ページ、19ページのほうには、変更仮契約書のほうを添付をさせていただいております。

よろしく御審議のほどをお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、参考資料の16ページ、①根太材の変更について伺いたいと思います。

根太材の変更ということは、もともと木だったのか、それとも何か聞くところによると、樹脂が根太材になるという、そういうことをちょっと耳にしたものですから、もともと木から樹脂に変更になったのか、さらに、その樹脂とかだったら、あまり経年変化というか、劣化が素人考えにはしないんじゃないかと思うんですけれども、その塗装が例えば木質のような形で塗装するためなのか、その点確認お願いしたいと思います。

あと、今回のこの変更なんですけれども、隈さんの事務所からなのか、それとも工事を進めていく上で矢田工業さん辺りからのあれなのか。それとも、課長からの変更なのか。その点確認お願いしたいと思います。

あと、耐久性なんですけれども、その根太材が約30年もつということなんですけれども、塗

装して30年なのか、本来どれぐらい樹脂のあれでもつのか。

あと、上板のほうは、何か聞くところによると、10年ちょっとか、そこそこというんですけども、上板のほうの耐久も伺っておきたいと思います。

もう1点は、ウッドゲートを貼付けからボルト止めに替えたという、その工法もこれも隈さんの事務所から了解を得ているのか。建築家のデザインというのは、細部にこだわっていますので、そのところをとりあえず確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、まず、根太材でございますが、これは当初からガラス繊維を使ったウレタン樹脂のものでございまして、材質の変更はまずございません。

それと、変更は誰からということでございますが、これは請負業者さんと町のほうで相談をしつつ、当然ながら、設計事務所であります隈先生のほうにも御相談をしつつ、変更しておるということでございます。

それと、続きまして、3点目の耐久性でございますが、確かにウレタン樹脂でもちは非常によろしいということでございますが、ほかの事例をちょっと調べますと、どうしても同じ部材で木材がささくれ立ったような状態が多々見受けられるということございまして、こちらのほう、一応30年程度もつ部材ではあるんですが、それをまた30年後に交換するよりは、当初に塗装をすることにより、これ塗装のほうも約15年間隔ぐらいでやるんですが、トータル的に根太材を交換するよりは、当初塗装をしまして、定期的にまた塗装を塗り直すというほうが60年スパンで見ますと、約2,000万円ほど安いということでございますので、変更させていただきたいというものでございます。

それとあと、木床版の耐用年数ということでございますが、木床版につきましても、これは防腐処理は当然させていただいてございまして、耐用年数といたしますと、10年から15年を想定してございます。

これにつきましては、今後状況を見つつ、必要に応じて、当然ながら交換を定期的にしていくというものでございます。

それとあと、ウッドゲートでございますが、こちらにつきましても、当然ながら、町、受注者、それとあと設計者ということで、三者で協議をさせていただきまして、最終的にはこういった方向でいったほうがいいだろうということで、今回の変更として提案をさせていただいた次第でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体分かりましたけれども、ランニングコストが2,000万円ぐらい安いということなんですけれども、その間の塗装、今回塗装して、2,000万円分の間にする塗装と
いうか塗り賃というのはどれぐらいかかるのか。

例えば、その30年の間に3回塗らなきゃいけないのを2回で済むとか、1回半で済むとか、
そういった形で伺っておきたいと思います。

変更なんですけれども、先ほどの課長の答弁ですと、町と工事を進めていた業者さん等でそ
ういった検討というか、なされたということなんですけれども、その上で、隈さんのほうか
ら確実に確認を取ったのかどうかだけ、再度確認をさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 三者でやっているって。（「三者で」の声あり）うん。設計屋さんも含
めて三者で協議をして進めているという話。（「それはウッドゲートのほうじゃないかな」
の声あり）全体。（「全体での。分かりました」の声あり）続けて。

○9番（今野雄紀君） 耐久性なんですけれども、30年でランニングコスト2,000万円浮くとい
うことなんですって。2,000万円安くなるという、本来幾らぐらいかかるのか、試算してい
ましたら伺っておきたいと思います。

あと、ウッドゲートに関しては、貼付けからボルト止め、これも98本了承しているというこ
とで、分かりました。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません。試算、ちょっと細かいものももろもろ入ってございま
すが、おおむね根太材を交換したと、30年後に交換をして60年もたせるとした場合につきま
しては、約でございしますが、3,700万円ほどかかるという、ちょっと試算をしてござい
ます。

塗り替えですね、これ15年ごとに塗り替えるということですが、この15回塗り替え
た費用を1,700万円差し引きしまして、2,000万円ほどランニングコストが安くなるというよ
うな試算をしてございします。

○議長（三浦清人君） 課長、三者でやっているのかって。

○建設課長（及川幸弘君） すみません。1つ漏れておりました。当然ながら、仕様といいま
すか、変更ということでございますので、これは三者で協議をさせていただいてござい
ます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃ、その変更の確認なんですけれども、三者ということで、事後報告
みたいな形ではなかったのか。もともと冒頭のところでいったのかどうかを確認させてい
だきます。その点だけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 例えばですが、ウッドゲートの取付方法につきましては、これ去年一昨年ですか、私復興推進課にいた際に、こちらのほうの担当しておったことがございまして、その時点からもう三者でちょっとこれだと後々の管理難しいので、どういう貼り方がいいんだろうということで、これは2年前からちょっと時間は結論が出るまで大分かかりましたが、協議をさせていただいているということでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） それでは、2年前から検討ということでしたけれども、そうしたら、何も最初からこの設計にすればよかったんじゃないか……、変更する必要があるような、最初からこの設計にすればよかったんじゃないかと思うんですけども、その点なぜこの変更しなければいけないような設計で予算を取ったのか、そこだけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません。協議を始めたのは、発注後のことございまして、いろいろ細かい仕様等々見ていく中で、ちょっとこれは替えたほうがいいんじゃないのかなということで、御相談をさせていただいたということでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに、2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） この橋、9月には完成予定ということで、前議員も言っていましたけれども、事前にそういう情報があるのであれば、早めに対応しておけばよかったのかな。ちょっとばたばた感があるなというふうに思うんですけども、今回これ議案が通った後、資材の発注とかもこれからやるということなんでしょうかね。そうなれば、9月までに本当に間に合うのかどうか、ちょっと心配になってくるわけなんですけども、汎用品なんかでこれは資材とかあるんでしょうかね。それともいちいち製造し始めるのか、その辺の状況、本当に9月までできるのかどうか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 根太材等々につきましては、市販のもの。あと、木材等につきましても、基本的に確保できるものということでございまして、それとあと、大変申し訳ございませんが、一部ちょっとウッドゲートの取付精度の関係で、取付部の現場溶接のほうにつきましては、申し訳ございませんが、先行で一部施工させていただいている部分は、これは指示書という形で業者のほうに指示をしている部分はございます。

ただ、ウッドゲート等につきましては、これから、ウッドゲートといいますか、根太材等に

つきましては、これから搬入ということで、9月の完成には間に合うということで、御承知おきをいただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何点か質問させてください。

中橋、今きれいに架かって、あとはこれから細い細部について工事が始まると思うんですが、最終的に今の状況ですと、橋がグレーのような形の架かったというような形に見えるんですが、隈研吾事務所のホームページを見ると、この中橋の色合いというのは、何か金ぴかに光るような形なんですけど、この中橋の色、その辺どんな形になるのか教えてください。

あと、今この図面を見る限り、人が通れる場所は5メートルと。あと両脇に3メートルあって、橋の幅というのは11メートル。そういった考えでいいのか。

あと、ウッドゲート、右岸左岸がありまして、その間に危険防止の柵とか、その辺も整備がされているのか。その辺初めに、3点お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 色味でございますが、基本的には主桁部分は今の色にほぼほぼ近いと。ただ、木床版を貼りますし、あとは、ウッドゲートということで、安全防護柵、周りにもなってございますが、支柱が両端に立ちますが、それにつきましては、前後木を貼ることによって、木質感を出すというようなしつらえになってございますので、議員が見られた、その完成予想図ですか、につきましては、金色というのは、多分木のイメージということだと考えてございます。

それとあと、すみません。幅員でございますが、幅員につきましては、これは、1断面でございまして、幅員で申しますと、一番狭い通路ですと2メートルから8メートルということで、デザイン性でこれ上床版、下床版ということで、上床版につきましては、両サイド、右岸側、左岸側、橋を渡ろうとしますと、真ん中辺が下床版ということで、下のほうに潜り込んでいくような構造。あと、上流側、下流側については、それぞれ2本ですね。上のほうにかかっていくような構造。中央部にいきますと、上床版がある程度の幅、たしか8メートル程度だったと思うんですが、の幅になるというようなデザインとなっております。

あと、申し訳ございません。もう1点ちょっと御質問頂いたんですが、すみません。確認の意味で、ちょっとウッドゲートの何だったか、すみません、もう一度教えていただければと思います。（「危険防止」の声あり）

危険防止柵につきましては、当然ウッドゲート等にステンレス製のワイヤー等を通すことに

よりまして、転落防止ということで考えてございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 多くの来場者が来て、祈念公園のほうに渡るということで、一気に観光バスで来て、どっと中橋に押しかけたときに、危険性というのを感じます。

その中には子供たちもいるし、大人の言うことを聞かないような子供たちが橋の上でいろいろ動いたりするときに、その辺の危険を私は考えているのですが、この辺はもう大丈夫だということですね。町のほうのこの造り方としては。

あと、今課長のほうから説明受けたんですが、すごい橋自体が複雑に入り組んでいるような造りのような感じがしました。なかなか写真で見ただけでも、あとは現地に行って私が見たんですが、それだけではなかなか分からない部分があって、できれば一日も早く渡ってみたいなど。できれば議会で視察もしたいなと思うんですけども、安全性は大丈夫だと。

あと、ここを重量制限、大体何人ぐらいの人が一気に渡っても大丈夫だと、そのような計算もしているんでしたら、その辺を教えてください。

あと、色味は大体そのような形で、あと、木材を使っていくので、大体こういった板色とか茶色とか、そういった形状になるというか、ことなので、その辺は分かりました。

あと、安全柵として、ワイヤーを通して、安全には安全を欠かさないで、とりあえず建設を進めると。

ただ、この構造上の安全重量とか、あと渡っていい人数とか、その辺あったらば、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 色味につきましては、先ほど御説明をしたとおりでございます。

何人渡れるかということでございますが、実は、私も非常にそれ気になっておりまして、計算をしております。すみません。私個人ということで、私約70キロなんですけど、70キロの人という仮定をしますと、5,365人乗っても大丈夫というような形でございます。1平米当たりになりますと、約5人というような、70キロの方ですと、約5人というようなことになります。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） そんなに多くの人が一気に渡るわけではないと思うので、橋が強固だということを課長は伝えたいんだと思って、その辺、分かりました。

ただ、先ほどから言っているように、いろいろな形で橋の形状を思い浮かべても、いろいろ

なことが起こる可能性があるので、その辺の橋の右岸、左岸側にある程度そういった監視の人をつけるとか、今後なんですけれども、9月に完成ということなので、あと3か月ぐらいでもう全てができていくということなので、その辺の安全監視のための町の体制というか、祈念公園の体制、その辺今現在分かっているならば、教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 安全体制の確保ということでございますが、基本的には、通常の道路と同じでございます。監視員を常時張りつけるというようなことは想定はしてございません。

その代わりに、定期的に点検をしたり、あとは当然ながら、これは歩行者専用ということになりますので、車両等が間違っても乗り入れしないようにというようなことでの対策は取っていくということで考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。私のほうからは、参考資料の16ページなんですけれども、床版工ということで、根太材、前議員からも出ておりますけれども、床版工のこの根太材なんですけれども、塗装の関係です。塗装を15年に1回ずつ塗り替えて、60年もつようにというお話がありましたけれども、この契約に果たして60年後までこの今の会社が存続しているのかどうなのか。塗装の追加が出ておりますけれども、その辺ですね。メンテナンスの関係ですけれども、それも含むと私解釈しているんですけれども、その辺もし私の勘違いだったら、その辺の説明をお願いします。

それから、木材部品の腐食対策とあるんですけれども、これら当初の設計では入っていなかったのか。最初から入るべきものだと思いますので、この辺をお聞かせください。

それから、工事用道路や鉄板の、この辺も当初から見なかったのか。移動、先ほどの説明で移動のたびにそうだというのは、工事の工程として、それが見られていなかったのかどうかをお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず、第1点目、メンテナンスの問題でございますが、今施工していただいています矢田工業さんにつきましては、末永く頑張っていただきたいと考えてございますが、メンテナンスでございますので、塗装に限ってお話を申し上げますと、これ、矢田工業さんじゃなくても、塗装業者さん、通常の塗装業者さんのほうで施工は可能でございますし、今の工事契約の中に当然ながらメンテナンス契約というのは入ってございません。

2点目の腐食考えなかったのかということですが、当然ながら、腐食対策は考えてございました。で、よりよいものが見つかったので、今回変更をさせていただきたいということでございます。

それとあと、鉄板、最初見ていなかったのかということ、御質問でございますが、先ほどちょっと御説明を申し上げましたとおり、日々八幡川の河川復旧工事、あとは低地部の区画整備事業において、形状が日々変わってきていると。今後も変わっていくだろうなということ発注当時に既に想定されておりまして、その仮設のヤード等々については、確かに当初見込むことは可能だったかと思うんですが、必ず変わるだろうということで、発注時点において仮設工については、発注後に実情に合わせて検討して変更するものとするということで、発注当時の条件としてございます。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 塗装の追加ということで、このメンテナンスの分で追加ということが分かりました。（発言あり）

で、ただこの2,000万円（発言あり）追加じゃない。塗装の追加とありますけれども、これは追加でないというのは、話もあるんですけども、この2,000万円が浮くという話なんですけれども、これ、この板材に加工すると思うんですけども、その辺と、それから、説明で分かりました。

ただ、このしつらえなんですけれども、以前の議会の説明では、この橋渡って中から、橋の端から海側へ下りられるというしつらえだったと思うんですけども、その辺は、中に階段上がって、下の足が川に入れられるというような話だったんですけども、その辺は。この間の中に入っていかれる階段があるように思うんですけども、その辺はどのようになっているんでしょうか。

○議長（三浦清人君） ほかの方々は静かに。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 前段の質問は、御了解を頂いたものとして、今の下の下床版から川に足が入られるんじゃないかという御質問でございますが、これは、当初からそういった計画もございませんし、今現地を御確認いただくと、足の届くような高さではございませんので、現地のほうを御確認いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

この後、議会運営委員会もありますので、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、15日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後 3時10分 延会